

## 平成28年第4回大衡村議会定例会会議録 第1号

---

平成28年12月7日（水曜日） 午前10時開会

---

### 出席議員（14名）

1番 石川 敏	2番 佐藤 貢	3番 早坂 豊弘
4番 佐々木春樹	5番 斎藤 一郎	6番 文屋 裕男
7番 小川 宗寿	8番 細川 幸郎	9番 高橋 浩之
10番 遠藤 昌一	11番 山路 澄雄	12番 佐々木金彌
13番 小川ひろみ	14番 細川 運一	

---

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 伊藤 俊幸
教育長 庄子 明宏	総務課長 早坂 勝伸
企画財政課長 佐野 克彦	住民生活課長 早坂紀美江
税務課長 大沼 善昭	健康福祉課長 残間 文弘
産業振興課長 斎藤 浩	都市建設課長 後藤 広之
教育学習課長 文屋 寛	会計管理 斎藤 善弘

---

### 事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子 書記 高橋 吉輝 書記 佐藤 忠幸

---

### 議事日程（第1号）

平成28年12月7日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）と同じ

---

午前10時00分 開会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しますので、ただいまから平成28年第4回大衡村議会定例会を開会いたします。

これより諸般の報告を行います。

議長としての報告事項及び監査委員から報告のあった例月出納検査結果についての報告書は、お手元に配付しているとおりであります。

陳情書については、配付しております陳情書文書表のとおりであります。受付番号9番、受付番号10番については配付のみにとどめておきますので、ご了承願います。受付番号8番、11番、12番につきましては、発議として提案をさせていただきます。

次に、各常任委員会の閉会中の所管事務調査にかかる報告及び行政視察等にかかる報告を行います。まず、初めに議会運営委員会、細川幸郎委員長、登壇願います。

〔議会運営委員長 細川幸郎君 登壇〕

議会運営委員長（細川幸郎君） おはようございます。

議会運営委員会では、去る11月15日から16日にかけまして、福島県桑折町及び塙町を先進地視察として実施してまいりました。

まず、桑折町については、平成23年9月に議会基本条例を制定しておりますけれども、その議会改革の取り組みとして、基本条例を制定する前と制定した後と、大別されるということでありました。

それで、条例制定前は、主な施策内容として、町長の施政方針に対する質問を3月定例会で日程化しておるということです。また、本会議での議案審議も一問一答方式を導入しているということです。

それから、議員の視察研修や定例会ごと一般質問及び議案審議について、全議員がレポートを提出してその内容を全員協議会において総括会議を開催しているということでありました。

また、基本条例制定後は、基本条例の具体化をメインテーマとして議会運営委員会の継

続調査として委員会の充実をしているということあります。また、議員の自己研さんによることを確認したということありました。主な内容は、議会政治倫理条例の制定、自由討議実施要綱、議会報告会実施要綱、町民会議実施要綱を定めております。

そして、特徴的なのは本会議での議会中継、今このような状態でやっていますけれども、それを桑折町ではインターネットで生中継、ライブ中継をしていると。また、録画も配信されておるということでした。

続きまして、塙町議会についてであります。

特徴的なのは、本会議で町長に反問権を付与しているということでした。

それから、議会の情報公開として、常任委員会の会議録をホームページに原則全て掲載。それからまた、桑折町のようにインターネットで、ただ塙町は生中継ではなくて録画配信のみということありました。

それで、塙町の特徴的なものはＩＣＴ化、いわゆるタブレット端末を利用して平成26年から一応ペーパーレス化に取り組んでいるということありました。

その導入の有効性としては、議会事務局との文書のやりとりがタブレットのメールで即座に可能となる。クラウドサービスを利用してさまざまな情報が入手できて、議員の見聞が広がって議会活動が充実するということありましたけれども、ただ課題といたしましては、タブレット端末を導入してもペーパーレス化にはならない。それから、書類に目を通して読むのとタブレットの画面の文字を眺めるのでは、頭に入るのがちょっとまだまだなれていないということあります。また、世代によってちょっと使いこなしに差が出るということでありまして、常時操作すればなれるというんですけども、それなりの努力と研修とか指導とかが必要ですということありました。

以上、議会運営委員会の行政視察の報告を終わります。

議長（細川運一君） 次に、各常任委員長に報告を求めます。初めに、総務住民常任委員会佐藤貢委員長、登壇願います。

〔総務住民常任委員長 佐藤 貢君 登壇〕

総務住民常任委員長（佐藤 貢君） おはようございます。

総務民生常任委員会による閉会中の継続調査について、平成28年11月4日に調査を行いましたのでご報告をいたします。

まず初めに、黒川地域のごみ処理現状についてと題しまして、黒川地域行政事務組合環境管理センターにて現地調査を行いました。平成27年度のごみ処理の状況ですが、3町全

体では家庭ごみ、営業ごみとあるわけですけれども、家庭ごみが多い中で大衡村の場合は逆に営業ごみが多くなっているということで、これは大衡村のごみ状況について今後の課題になるのかなと思っております。大衡村の総排出量は2,274トン。減量化に向けるさらなる排出削減策、減量化策が求められております。

次に、建設中のごみ焼却炉についてですが、今まだ基礎工事の段階なんですが、一応施設の規模としましては焼却能力が1日50トン、受け入れが月曜日から金曜日になっております。計画受け入れ量が1万3,000トン、計画焼却量が1万4,000トン。完成時期ですが、平成30年3月20日となっております。

施設の整備事業についてですが、環境省の所管循環型社会形成推進交付金を充当されている事業であります。工事の契約内容については、条件つき一般競争入札3者参加の中で、落札額が34億9,920万円、落札者が東京の業者です。エスエヌ環境テクノロジーの会社が落札しております。

次に、王城寺原演習場の現状について、大瓜地区の新田沢溜池のほうの現地調査を行いました。

補助事業名が障害防止事業。事業内容といたしましては、4億1,400万円の事業を要して昭和55年度に完成しております。用地ため池1カ所、それに排水路が931メーター施工されています。

今後の課題として、村としての要望なんですが、演習場敷地内から豪雨の際大量の土砂がため池に流出するということで、その対策とため池内の護岸整備、それを早急に進めていただきたいということあります。

次に、所管事務についてご報告いたします。

総務課分。平成28年度第4回定例会議案について、2、職員採用関係について説明がございました。内容的には記載のとおりでございます。

それから、宮城県ドクターヘリの運航についてですが、運用開始が平成28年10月28日。大衡村においてはランデブーポイントが全部で8カ所、今記載されていますけれども、ごらんになっていただきたいと思います。

それから、企画財政課分としましては、1から5まで記載しておりますので、その5項目について説明、報告がございました。

次に、住民生活課。マイナンバー交付状況について表にしてあります。それから、万葉クリーンエネルギー導入促進事業補助金についてですが、平成28年度の予算が100万

円に対して、9月現在でもって交付決定が10件、補助金額が39万円ということで、まだまだ枠があるようでございます。それから、万葉サンサンエネルギー発電普及促進事業補助金についてですが、これも平成28年度予算1,110万円のうち、交付決定したのが17件、補助金額が469万7,000円でございます。こちらのほうもまだ余裕があるようでございます

税務課分としましては、平成28年度村税等徴収実績（9月現在）について、それから条例の改正について、2件説明がございました。

以上で、所管事務調査の報告といたします。

議長（細川運一君） 次に、産業教育常任委員会佐々木春樹委員長、登壇願います。

〔産業教育常任委員長 佐々木春樹君 登壇〕

産業教育常任委員長（佐々木春樹君） おはようございます。

産業教育常任委員会の閉会中の継続調査報告をさせていただきます。

まず、調査年月日ですけれども、平成28年11月10日。28年度請負工事の進捗状況について、各課所管事務について。あとは、村内企業誘致状況についてということで、ラピスセミコンダクタ宮城工場を視察しております。平成27年9月関東・東北豪雨の災害復旧状況について、萱刈場地区の現地を視察しております。

まず、請負工事ですけれども、産業振興課11件の報告を受けております。都市建設課は59件受けております。

各課の所管事務につきましては、まず産業振興課ですが、平成27年9月関東・東北豪雨災害復旧について、村施工分が2,500万円ほどの総支出額を見ていると。個人の施工については、ちょっとミスプリントがございますけれども3,300万円ほどの支出額になっております。国庫補助が5工事分ございまして、6,300万円ほどです。補助率が農地につきましては95.9%、農業用施設につきましては98.8%の補助を受けています。

農業委員会新制度への移行ということで説明がございましたが、全員協議会でもありますし、今議会でも審議がございますのでよろしくお願ひいたします。

鳥獣被害対策実施隊の設置についてということで、10月4日から19名の任命のもと、今実施隊の方々には活動していただいている状況でございます。

平成28年度生産調整につきましては、10月31日、村全体で達成率が112.49%となってございます。出荷状況につきましては、契約比率として3.4%の増。それから、大衡村の1等米比率が94.45%ということで、例年よりよかったですというふうな報告を受けております。

都市建設課からは、国道4号線の拡幅に伴う調査が入るという説明会の内容を説明いた

だきましたけれども、作業のときは身分証明書を携帯し、腕章、安全用のチョッキなどを着用していると。また、会では中央分離帯や冠水等を懸念するお話、質問が寄せられたとのことです。

健康福祉課につきましては、条例の改正について、それからおおひら万葉こども園の入園状況についてということで説明がございました。にこにこ保育園が開設されまして、待機児童ゼロというふうに図っておりましたけれども、平成28年11月1日現在で、ゼロ歳児に入園保留中の方が5名、これはまだ今後入れるか入れないか、また他の施設に預けるかというふうなところを相談しているというような状況でございます。

教育委員会につきましては、まず各施設の使用状況の報告がございまして、今回はまず村民体育館が例年より5割の増加ということでの報告を受けております。また、ふるさと美術館に関しましても3割増を維持しているということで報告を受けてございます。

平成28年度の全国学力・学習状況調査の結果についての報告もございました。今年度は小学校が6年生、中学校が3年生で実施しておりますけれども、小学生に関しましては国語A、算数A及び算数Bは全国平均を若干上回っているということでございます。国語Bについては、全国平均を大分上回っているということで、今宮城県教委よりことしから3年間の研究指導を受けているというふうなお話もございました。中学3年生に関しては若干平均よりも下がっておりますけれども、調査結果を受けて、小学校、中学校ともに分析を行って今後の学力向上を図っているというふうな状況でございます。

指定管理者のことについても、ご説明いただいております。

それから、富谷黒川地区児童・生徒絵画コンクールの発表展が行われております、富谷市・黒川郡内の小学校14校、中学校3校で応募点数は88件ございましたが、大衡村の児童生徒からは7名が受賞されているようでございます。12月10日に、ふるさと美術館で表彰式がございます。展示も行われておりますので、ぜひご覧になっていただきたいと思います。

現地調査につきましては、ラピスセミコンダクタ宮城工場を視察してございますけれども、精密機械を製造しているということで、完全防備で中を拝見させていただきまして、自動的な機械の動き方であるとか、人の携わる部分を窓越しに見せていただく、またラピスの村に対する取り組みだったり、地域貢献などについての説明を受けてございます。

現地調査のもう一つは、萱刈場ですけれども、1ページにも記載しておりますが、萱刈場地区の農地等災害復旧工事については変更がございました。これは労基法の指導のも

と、通常作業では危険が伴うということで、少し大き目の重機を使用して2段階で掘削の指導があり、若干の増額またおくれを生じたのかなというふうになりましたけれども、27年の豪雨につきましては、村としても農作業に影響がないように、そして来年から問題がないように復旧しているというふうな報告、また視察でございました。以上です。

議長（細川運一君） 次に、広報広聴常任委員会小川宗寿委員長、登壇願います。

〔広報広聴常任委員長 小川宗寿君 登壇〕

広報広聴常任委員長（小川宗寿君） 皆さん、改めましておはようございます。

広報広聴常任委員会、まだ皆様には耳なれない委員会の名前であります、年度が始まりまして6月ころからこの委員会活動が立ち上りました。

先般、11月17・18日、21日から22日までと、住民と議会との懇談会ということで、回を重ねることことで6回目と相なりました。そもそもこの懇談会の内容は、議会の活動を村民に報告するとともに、議会や村政に対する住民のご意見、ご要望を聴取し、議会活動に反映するというような大きな目的が一つであります。こういった中で、ことしは14番目に誕生しましたときわ台の新しい住宅団地にも出向き、活発なご意見をいただいたところであります。

また、この14名の議員で4つの班編成を繰り広げながら、それぞれの行政区のほうに3名もしくは4名、事務局と一緒にしながら、1時間半ぐらいの時間といいながらも9時の時間を越える深夜までの活発な意見もされたことを報告いたします。

また、この周知の方法でありますが、チラシ、あるいは区長のほうにご協力を頂戴しながら毎戸配布ということにあわせて、無線放送を使っての連日の事前PRということにも努めてまいりました。

それから、今回の地区懇談会に大きな提案というか、議会のほうで今度新しく条例が提案されることに当たりまして、パブリックコメントということで住民の方々にもこのような条例が設置されるということで、コメントをいただきたいという旨も含めながら、住民懇談会に努めてまいりました。

回を重ねてきていろんな傾向が出るわけですが、昨年度は114名のトータル人数、ことしは100名ということで若干減りはしましたが、傾向といたしましておおむね参加されている方々は60代以上の方々が多いという傾向とあわせて、またあと女性の方が懇談に出席していただいた傾向もふえているということがあわせて報告いたします。

また、残念なことに、ことしの選挙改正、国の法律が変わって18歳から選挙で投票でき

るにもかかわらず、なかなか開催する日にち、あわせて時間帯の関係もあるうかと思うんですが、10代、20代で懇談会に出席していただいた方々はゼロというような状況にあります。こういったものを踏まえて、今後、住民懇談会を若い方々にも積極的に意見を聴取できるような企画を考えていきたいというふうにも考えております。

このような内容を含みながら、村に対しての意見・要望がおおむねであります。それぞれの情報を村のほうに質問という形で今整理して質問を出しております。また、次に発行されます171号の議会だよりにあわせて、各地区で要望があった旨の回答が寄せられたものに対しては報告をする、またあと継続されたものに関しては継続調査中ということで、改めて議会広報広聴委員会の報告書ということで地区懇談会のまとめを織り込む予定にしてあることをあわせて報告いたして、報告といたします。

議長（細川運一君） 次に、塩浪地区住宅団地整備調査特別委員会における中間報告を行います。

塩浪地区住宅団地整備調査特別委員会斎藤一郎委員長、登壇願います。

〔塩浪地区住宅団地整備調査特別委員長 斎藤一郎君 登壇〕

塩浪地区住宅団地整備調査特別委員長（斎藤一郎君） 皆さん、おはようございます。

村が造成、分譲する一大プロジェクトであります住宅団地整備事業調査をすべく、昨年、27年第3回9月定例会におきまして塩浪地区住宅団地整備調査特別委員会を議員発議により立ち上げたわけでございます。議長を除く13名で構成いたしております。

これまで、27年9月17日に委員会を設置いたしまして、おおむね3カ月に1度という考え方から現地調査を行いまして、さらに現地調査後に戻って質疑を行うという形で会議を重ねております。委員会の開催は7回行っております。

その中の話で、まず当初は28年3月の完成予定でございました工事が、2回にわたって延期されております。その中の質疑を行いまして、その理由等について内容を審議いたしております。

また、昨年9月に関東・東北豪雨がございましたけれども、あそこの団地整備地区の南側に住宅地がございますので、その間に調整池等があります。そこにお住まいの皆さん住民への安全性、さらには村の進め方等について議論し、PR、広報等を行ってございます。

さらには、この村で整備します住宅団地の販売を、宮城県住宅供給公社に委託して分譲を進めるということでございますので、それらについては今後とも私どもも議会として見守っていきたいというふうに思います。

現在、11月末で造成が完了いたしまして、さらには道路や上下水道、公園等の整備を年

度内に整備する計画でございますので、私ども議会もこれらを見守りながら、さらにはいい形が分譲できるようにこれからも議会として見守っていきたい、委員会を続けていきたいというふうに考えております。

以上が、中間報告といたします。

議長（細川運一君） 以上で、諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、13番小川ひろみ君、1番石川 敏君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（細川運一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件について、議会運営委員長に議会運営委員会の報告を求めます。細川幸郎議会運営委員長、登壇願います。

〔議会運営委員長 細川幸郎君 登壇〕

議会運営委員長（細川幸郎君） 本日招集されました平成28年第4回大衡村議会定例会の運営に関しまして、去る11月21日及び本日7日、2回にわたりまして議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について報告いたします。

本定例会に付議された案件は、村長提出の案件が20件。内訳は、条例の制定1件、条例の一部改正7件、指定管理者の指定6件、そして平成28年度各種会計補正予算6会計であります。発議は3件、意見書提出に関する決議3件であります。

議案審査に先立ちまして、一般質問と選挙を行うこととしますが、一般質問は8名の議員から16件の質問が通告されております。本日は、通告順1番から4番、4名の議員による10件の質問です。あすは4名、通告順5番から8番の4名の議員による6件の質問が予定されております。

選挙につきましては、大衡村選挙管理委員長より選挙管理委員会委員及び補充員の任期が24日で満了となりますので、選挙事由が発生した旨の通知がありましたので、本定例会

において執行するものであります。

以上の議案審査等でありますので、本定例会の会期につきましては本日から9日までの3日間とすべきと決定したものであります。

以上、ご報告申し上げます。

議長（細川運一君） お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月9日までの3日間とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長報告のとおり本日より12月9日までの3日間と決定をいたしました。

ここで村長に招集の挨拶及び提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成28年第4回大衡村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用のところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。ここに招集の挨拶並びに提案理由の説明をさせていただきます。

師走に入って、日を増すごとに寒さが厳しくなってきておりまして、きょうは大衡村全域に積雪を見る初雪が降ったということであります。そんな中、早いものでことしも残すところあと20日余りで新しい年、とり年を迎えるとしておるところでございます。とり年は、果実が極限まで熟した状態になること、あるいは物事が頂点まできわまった状態になることと言われております。村においても、これまでの政策の結果がそのような形で得られる年となるよう望むところでもございます。

さて、ことしを振り返りますと、全国的に災害の多い1年であったというふうに感じておるところであります。4月には熊本県阿蘇地方で最大震度7の地震が相次いで発生しました。10月には鳥取県の中部において震度6弱の地震が発生しました。さらに、先月には福島県沖を震源とする地震が相次ぎ、本村においても震度4を記録するなど東日本大震災の記憶がふつふつとよみがえってきて、気の抜くことのできない状況になっているところでございます。

また、台風の関係では、気象台が統計をとり始めて以来初めて、8月30日に直接東北の太平洋側から上陸しているということであります。この台風により、岩手県岩泉町や北海道南富良野町などでは住宅や道路に甚大な被害が発生し、多数のお年寄りの方が亡くなる

など大変痛ましい結果となってきております。本村においても、お見舞金をお送りいたしましたところでございます。被害を受けられた地域の一日も早い復興と平成29年が災害のない年となりますよう、心から願うものでございます。

次に、報告となりますけれども、まず消防団の関係でございます。消防団の織田団長が12月13日の任期満了に伴い今期限りでご勇退されます。織田団長は、昭和45年11月に大衡村消防団に入団されて以来、46年2カ月の長きにわたり消防団活動に従事されており、また平成20年12月からは消防団長を2期8年間にわたり務められ、消防団を統率されるなど本村の防火防災活動に多大なるご貢献を賜りました。そのことによって、この場をおかり申し上げまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

なお、後任の団長には、副団長の齋藤久氏が、そして副団長には分団長の横橋幸一氏がそれぞれ昇格し、消防団の運営に当たることになりますが、お二人を中心に大衡村消防団が今後ますますご発展されますことをご期待するところでもございます。

次に、さきの全員協議会で説明させていただいておりますが、岩手県金ヶ崎町との友好交流都市協定の締結式が今月22日に行われることに決定しております。お互いが持っている観光資源や特徴などを生かしながら、職員だけではなく住民も含めた産業・経済・文化・スポーツなど幅広い分野で交流を行い、相互の信頼と理解を深めてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、締結式には細川議長を初め、小川副議長、そしてまた各常任委員長の皆さんにもご出席を賜りますようにお願い申し上げる次第であります。

さて、本定例会に提案いたしました案件は20件であります。

議案第72号は、大衡村農業委員会の委員の定数及び大衡村農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定するもので、農業委員会等に関する法律の改正に伴い各委員定数を定めるものであります。あわせて、附則により、大衡村農業委員会の選挙による委員の定数条例、大衡村農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例の2件につきましては、これは廃止ということで提出をさせていただいております。特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正もあわせて行うものでございます。

議案第73号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するもので、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、介護休暇等の規定を改正するものであります。

議案第74号は、議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正

するもので、今般国の人事院勧告に準じて期末手当の支給率の改正を行うものでございます。

議案第75号は、特別職の職員で非常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するもので、議案第74号と同じく期末手当の支給率の改正を行うものでございます。

議案第76号は、職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、これも国の人事院勧告に準じて勤勉手当の支給率、給料表、扶養手当の改正を行うものでございます。

議案第77号は、大衡村税条例の一部を改正するもので、所得税法の一部改正に伴い、附則の改正を行うものでございます。

議案第78号は、大衡村国民健康保険税条例の一部を改正するもので、議案第77号と同じく附則の改正を行うものでございます。

議案第79号は、大衡村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、通所介護サービスの規定を加えるものでございます。

議案第80号から議案第85号までは、指定管理者の指定を行うものでございます。

その中の議案第80号は、大衡村農産物加工場の指定管理については、引き続き大衡村農産物作業所利用組合を指定するものでございます。

次の議案第81号は、大衡村排水処理施設、そして議案第82号は大衡児童館、そして議案第83号は大衡村ふるさと美術館、議案第84号は大衡城青少年交流館、議案第85号は村民体育施設の各施設の指定管理について、引き続き株式会社万葉まちづくりセンターを指定するものでございます。

議案第86号は、一般会計予算に3,099万5,000円を追加するもので、歳入の主なものは村民税、固定資産税、国県補助金の増額など。また、歳入が確保できましたので、財政調整基金並びにふるさと創生基金からの繰入金の減額を行うものでございます。歳出では、財産管理費、道路維持費、公園費、住宅費の増額などでございます。

議案第87号は、国民健康保険事業勘定特別会計予算に1万5,000円を追加するもので、歳入は繰入金の増額、歳出は総務費の増額でございます。

議案第88号は、下水道事業会計特別会計予算に1,680万2,000円を追加するもので、歳入は使用料の増額、歳出は下水道管理費の増額などでございます。

議案第89号は、介護保険事業勘定特別会計予算に882万2,000円を追加するもので、歳入は介護保険料、国庫支出金並びに繰入金の増額などあります。歳出は、総務費並びに保

険給付費の増額などでございます。

議案第90号は、後期高齢者医療特別会計予算から45万6,000円を増額するもので、歳入は繰入金の減額、歳出は総務費の増額並びに広域連合納付金の減額であります。

議案第91号は、水道事業会計予算の補正で、収益的収入では営業外収益の減額などで、支出では営業費用の減額などであります。資本的収入では、開発負担金の増額であります。

以上、20件の議案を提案いたしますので、原案どおりご可決承認賜りますようにお願いを申し上げ、招集の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げる次第であります。

---

### 日程第3 一般質問

議長（細川運一君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、一括方式と一問一答方式の選択制として実施してまいります。

それでは、通告順に発言を許します。

通告順1番、小川宗寿君、登壇願います。

〔7番 小川宗寿君 登壇〕

7番（小川宗寿君） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

今回は一問一答ということで、1時間の時間範囲内ではありますが質問に入りたいと思います。

きょうは二十四節気の1節で大雪という暦の上では北風が吹き平地にも雪が降るということで、まさしくけさ、昨夜からの雪が積もったということで先ほど村長からもご挨拶がありました。大衡村もまたこの冬を迎えるに当たりまして、忙しい中、そしてまた寒さ、冷え込みの厳しい中、傍聴者の皆様大変お疲れさまでございます。

これからの大衡村、未来への大衡村をつくる、この「つくる」は創作ということで、創造しながらつくるということで、執行側と地域から負託を受けた我々議員が質問いたすわけでありますので、この大衡村定例会の歴史を若干振り返ってみた今回の定例会であります。平成8年から今定例会までの20年の一端を、私見を入れながら述べたいと思います。

定例会は年4回開会されることが一例でありますが、年4回の定例会の基本の中、多いときでは11名、少ないときではゼロという定例会もあったようであります。平均1例会当たり5人の議員が質問されており、質問がなく行われた平成8年第2回の定例会は、穏やかに村政は執行されていたのか考え方であります。

議員活動は一般質問だけではないことは重々承知しておりますが、きょうこのように傍聴の方々もおられるとしたら、議会活動の一般質問は、私の場合は欠かせません。これまでの定例会では、農業問題への質問においては、年4回ある定例会ですら数回にしか及ばない。通して通算、これまでにも十数回にしか農業問題に質問が出ていないという現況もあります。昨今の現況は、非安定的な農業環境であり、疲弊した農業と言われざるを得ない状況であることから今定例会で質問するわけでありますので、執行側、そしてまた村長の誠意ある答弁をいただきたいものと思います。

振り返りながら定例会の通告を見ましたら、平成9年の第4回、当時萩原達雄議員が今回と全く重複するような一般質問をされておりました。それから、大衡村の農業を考える政策がどのように変わったのか、特に事務方のほうには一問一答で詳しくお尋ねしたいと思います。

1970年から40年以上続いている米政策は、転換期を迎えてるのは否めない事実をどう取り組んでいくのか。また、マスコミ、テレビ等々でも米価の価格下落、あるいはアメリカの大統領選挙から懸念されるTPPの政策への不安。依存型農業から、今このタイミングで脱却すべきではないでしょうか。本村の農業は地域性を生かした集落営農へ向けて、組合組織化や法人化などの工夫を重ね改革を進めている現況でもありますが、しかしながら農業従事者の高齢化が大きな足かせ、課題となっておるのも否めません。

村長はこの現況をどう分析し、村長も公約に掲げた疲弊した農業を立て直すというような手段を、どのように政策を実施し検討していくのか。この辺あたりを1節、1節お伺いするものであります。

また、今後の立て直しの施策の一環として、高齢農業従事者向けの圃場整備や農業機械の補助事業など、独自の政策なり助成検討もしてはどうかと思う1人でもありますが、これらの農地維持、生産された農作物販売ツールなど、みずから企画、安定した生産、販売を検討していかなければならぬ大切な時期でありますので、未来への農業政策の一端を今回の一般質問で問うものであります。

また、通告2問目といたしまして、これまでの防衛補助事業を精査し、今後の計画を問うということでありますので、防衛補助事業は村のインフラ整備にとってではなくてはならない大きな財源であります。建築のみならず改修工事にまで利用できる防衛補助は、非常に使いでのある財源でありますが、限りある財源はこれまで大衡村にその財源をどのように使ってきたのか、反省の一端も問うところでもありますが、一部財源を集中投下する

ところで、今回のように塩浪住宅団地の造成、村単独でこのような大きな事業プロジェクトをなすということは、大衡村ならではの事業だと私は考えています。

これから防衛補助事業計画を示していただき、事業の優先順位を考えた上で、公平でバランスのとれたインフラ整備を推進すべきと考える1人でもあります。

極論を言わせていただければ、地域性の不公平がこれまでくすぶっていた中、我々西部地区に住む住民からすれば、王城寺演習場周辺、特に西部地区のインフラ整備については「……」ということで、私はここで発言は控えたいと思います。

ただ、前任の村長は就任当時から、「半ば東部地区」というような偏見的な目を見たこともあります、これを大衡村一円の大きな事業としては優先順位を考えながらやった大事なプロジェクトもあったと思います。ただし、長期計画をローリングするなり、この大衡村に定住安定をする、これから若い方々が来る以上、インフラ整備だけにとどまらずいろんな政策に、教育、福祉などなど、そういったものにいろんな検討案を示すべきだと思いますので、この2つの通告に従いまして質問をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 小川宗寿議員の一般質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、1件目の公約に掲げた疲弊した農業を立て直すについてのご質問にお答えいたしたいと思います。

本村の農業現状については、小川議員篤とご承知のとおり、2015年の農林業センサスの大衡村における基幹的農業従事者の平均年齢は68歳となっております。まさしく私も今、68歳であります。私みたいな人間が、平均的なこの大衡村の農業従事者だと、こういうデータがあるわけであります。

また、村内の認定農業者は49経営体ございますが、そのうち法人6を除いた43経営体の年齢構成を見ましても、60代以上の方が30名ございます。49経営体のうち、43名の個人の農業経営体の中で60代以上の経営者が30名いるということです。でありますから、本当に農業は今、60歳過ぎのサラリーマンを定年になった方が、私は定年帰農と申し上げておりますけれども、そういった方も含めて60歳以上の方々が主流としてやっているのが今の現状ではないのかなというふうに思っているところであります。

また、センサスによる販売農家は、大衡村において365戸の販売農家に、同居する農業

後継者がいるというふうに回答されたのは363戸の中の119戸でありまして、33%となっておるところであります。後継者の問題が大変深刻な状況にあるということは、私も認識をしているところでございます。高齢化及び後継者、担い手問題は、本村のみならず全国的な問題であります。国としても担い手への農地集積、集約化による構造改革の推進と、強い農林水産業のための基盤づくりに取り組むこととされており、平成29年度予算においても重点事項というふうにされておるところでありますが、国ではやる気のある農業者に支援をするとしているところであります。これは大衡村についても同じようなことが言えるわけでありますが、国ではやる気のある農業者を支援するそういうスタンスでありますが、ただ国の中基準に基づいて事業内容が評価され、また要望される全事業に見合う予算も確定できていない、確保できていないために、補助事業採択は本当に狭き門、大変厳しいのが現実であります。せっかく農業者がやる気を持っても、その意欲がそがれかねないのでないかと懸念するところでございます。

前年度及び前々年度に開催した大衡村の農業を考える会や大衡村の農業を考える懇談会での意見をお聞きしますと、今までの国の農業政策により、農業全体として、あるいは自分の農業経営が向上してきたと考える農業者は余り少なく、逆に国の農業政策に翻弄されてきたとの感が強いのではないかというふうに思っているところであります。国は国として、農業に係る問題を解決していくための政策を実施していくのは当然のことでありますし、また本村においても国の農業政策に沿った農業政策を行ってまいりましたが、これからは村独自の政策もあわせて展開していかなければならぬと。この状況を打破することは簡単なことではないと認識しておるところでございます。

これらの農業に関する課題を解決していくためには、発想の転換と柔軟な思考を持つことが大切ではないかなと、こういうふうに考えておるところであります。

農地は農業経営にとどまらず、自然景観、動植物の多様性の維持、そして面的な生活環境の保全等、多面的な機能を有していると言われますが、野菜などの食物といいますか、野菜などを生産される、そしてまたそれを育てる、あるいは家畜を育てるなどによって、農業経営の収支とは別に、そのことに対する生きがいを感じる、そういった人も多くおられるということでございます。

農業者年金の28年度版の加入促進パンフレットによれば、65歳の日本人の平均余命は男性で約19年でありますから84歳。今現在65歳の人の平均余命は、そういったデータによれば84歳だそうです。それで、女性では約24年、89歳と言われます。65歳の人が今から何年

生きるんでしょうねといった場合に、男性は84歳まで生きますよと、女性は89歳まで生きますよと。やはり女性のほうが長生きするということのあらわれだと思いますが、そういうデータがあるわけあります。

ところが、農業者の平均余命、これは男女ともにその平均よりプラス3年というデータがあります。プラス3年。さっき言った84歳と89歳、それに3年ずつ足していくのが農業従事者の平均余命であります。そういうデータがあるということです。農業に従事している高齢者の平均寿命は長くなってきておるというデータがあるわけでありまして、高齢者の健康寿命を延ばすための福祉的な観点からも、農業というものは非常に重大な産業といいますか、そういうようなものだなというふうに思って認識しておるところであります。農業に長く従事できる環境を整備する必要があると考えておるところであります。

さて、圃場整備や機械導入等に係る村の単独の助成を検討すべきであるということであります、現在の村単独の補助制度は、小規模基盤整備、小さい規模の基盤整備や、畠地化事業、田んぼなりを畠地化にする事業。そして、農業用施設の維持管理支援事業、農業用施設です。例えば共有する揚水ポンプやら、そういうものの維持管理の支援などの多くの単独補助制度を実施しております。特に昨年の関東・東北豪雨災害被害農地に係る個人復旧事業費は、8割補助を実施しました。郡内でも本当に例のない、あるいは県内でも例を見ない高水準の補助でもって農地の復旧を果たさせていただきました。おかげさまで、今ほとんど、99%の圃場につきましては原状を復興させました。これも、ほかでは6割とか半額補助とかということありますが、大衡村は8割という高水準をもって補助をさせていただいて、まず99%の今現在。まだ残っているところが若干あります。けれども、それもことしのこれから冬の間に復旧を完了させたいというふうに思っているところであります、これが郡内でも、あるいは県内でも例を見ない高水準の助成もさせていただいております。村単独でそれに要した額、村がどこからも補助金も何ももらわないので出した額が5,300万円であります。5,300万円を投じて農業を復興させたと。まさしく、疲弊した農業を復興させる、それと同じ意味でもあろうかというふうに思っているところであります。

しかしながら、それが別々のいろんな補助があったわけありますけれども、その畠地化とか、あるいは小規模基盤整備、そういうもののとかがあったわけありますから、それぞれが別々の補助要項であって、また予算措置も個別となっておりますので、今後は農家にわかりやすく、そしてより成果の上がるものにするために、来年度の予算編成に向け

た単独補助制度全体の見直しを行っているところでありますので、その中で高齢農業従事者向け圃場整備や、機械導入に対する助成等、補助対象の拡大。まさしく小川議員ただいま仰せのそういう事業等々の検討。そういうものができるかどうかということの検討を進めてまいりたいと、こんなふうに思っているところであります。

また、農業用施設等の維持管理に係る助成については、農地維持活動組織からの要望の多い地区内での土側溝等を自前で整備する際の作業員手当や機械のリース代等の経費助成については、国の交付金を使って活動する場合は制限がございます。実質的に交付金の中では実施できない状況にありますので、例えば当該年度の活動実績による決算により生じた剰余金については、次年度に国費及び県費分を返還することと今なっておるところでありますが、村の一般財源相当部分については農地維持活動組織が行う土側溝の自前整備に係る経費に充当してもよいといった仕組みをつくるなどして、農業振興のために有効に活用したいというふうに考えております。

ただし、事業を実施する組織の会計処理において、交付金とは別に管理する必要がございますので、その会計処理に係る事務的な作業が煩雑になる部分も想定されますので、活動組織の意見もお聞きしながらそれも検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

なお、国県の補助制度が活用できるものについては活用し、村の負担を減らすことは、これは基本中の基本でございます。今後の大衡村の農業を振興していくために必要な単独の補助制度を、限られた財源の中でどの程度実施できるのかなど、そんなこともあわせて検討していかなければならぬと、こんなふうに考えておるところであります。

次に、2件目のこれまでの防衛補助事業を精査し、今後の計画についてとのご質問でございますが、陸上自衛隊の主要施設であります王城寺原演習場を抱える本村は、我が国の平和と安全の確保及び国民の生命と財産を守る国家的な要請に応え、地域住民の理解と協力を得て王城寺原演習場の安定使用及び安全の確保が図られるよう鋭意努めているところであります。

しかしながら、王城寺原演習場の存在は、通年の実弾射撃訓練による砲撃音や振動に加え、戦車の村道走行に伴う振動、粉じん及び騒音等の発生により、周辺地域住民の生活に多大なる影響を及ぼしているところでございます。

村ではこれまで、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条の規定に基づく障害防止工事の助成事業として、大瓜南側線改良舗装工事、そして第8条に基づく民生安

定施設の助成事業として、防災行政無線施設更新工事や万葉研修センターの改修事業、そしてまた同法の第9条予算に基づく特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として、各地区の集会所の新築工事や塩浪地区の団地造成事業に伴う道路整備など、さまざまな事業を防衛省の補助金及び交付金を活用し、実施しているところでございます。

これから防衛事業の計画につきましては、第5次大衡村総合計画に基づく実施計画に基づき年次計画的に事業を実施するもので、今後も事業の必要性や現状等を考察しながら事業を実施してまいりたいと考えておるところであります。

そういうことで、防衛事業につきましても、防衛関連事業につきましても、議員仰せのとおりいろんな観点から広範的に、そしてまた優先順位も考えながらやってまいりたいと、こういうふうにも考えておりますので、どうかご理解のほどをお願い申し上げる次第であります。以上でございます。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を11時25分といたします。

午前11時15分 休憩

---

午前11時25分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） ただいま村長のほうから答弁ということで、非常に細部にわたる内容の答弁、またあと昨年秋の水害の5,300万円強の単独事業ということで、これはやっぱり農業を営む者、あるいはその保全をしなければならない我々の経済的な負担、こういったものに大きなプラスになったことは、高く私も評価いたしたいと思いますし、また今後このような災害が起きなければいいんですけども、この取り組む姿勢の早さ、こういったものには住民の方も高く評価している声が届いておりますので、あわせて報告をしたいと思います。

この答弁、2間にわたって質問しているわけでありますが、若干補足ということで何点かお尋ねしたいと思います。

農業後継者の高年齢化、年齢を具体的に示唆した部分も答弁にありましたが、なかなか一地区一地区で、生産組合であれ、農業法人であれ、なかなかその立ち上げが難しいという現況の中で、私はそういうような組合のほうにも作業員として協力している1人として

も、ちょっと見方を変えれば公益的な集団の組合、組合というか大衡を4分割にするなり3分割にするなり、1個1個の部落単位の組合編成も大事なんですけれども、後継者がなかなか組織が組めないという場合、1地区を、2つか3つの部落を編成して、村でそのような指導をすることが可能かどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　今、村といいますか、地域を4分割ぐらいにして、その広域的な農業集団、そういったものの構築は村主導としてどうかと、図れないかというご質問であろうというふうに思います。

今、法人化された、あるいはそれをを目指している事業体、あるいは個人でも会社をつくってやっている方もございまして、今私が認識しているところでは、1、2、3、4、5、6。6つですかね。6団体が今、まさしく法人化を目指して、あるいは法人化をなさっている、そういったふうに私は認識しているところですが、さらにはその要件は多々あろうかと思いますけれども、集落営農の当初の立ち上げのときの要件がございました。そういった要件のほかに、例えばの話、私はミニ集落営農的なそういった団体もふやしていって、そうすれば何といいますか、後継者不足を補うという、解消じゃなくて幾らかでも補えるようなそんな農業形態に発展していかなければなというふうに思っているところですが、そういったコミュニティ単位。今、コミュニティ単位が4つございますね。南部、東部、西部、北部ですか。そういうようなコミュニティ単位の中でどうしようというような発想ではなくて、やはりそういったミニ集落営農、そういったものの発展的、今度は合体にしてなってくれば、そういったことにもなってくるのかなと思いますので、まずは気の合った皆さんでミニ集落営農的な営農形態をまずもってできないものかなと。そこからだんだんと、ミニとミニが合体して大きくなるというかそういったことで進んでいけば、別に地域をコミュニティ単位とか何とかというんじやなくて、そういったことでいろんな意味で後継者不足、そういったものの解消をお互いに研究しながら、自分たちの身の丈に合ったやり方でやっていただければいいのかなというふうに思います。

まだまだいっぱいあるわけですが、まずもって質問に答弁させていただきたいと思います。

議長（細川運一君）　　小川宗寿君。

7番（小川宗寿君）　　一問一答ですので、ちょっと手早くお願ひします。

委託する側と受託する側ということで、双方の受ける側と出す側の環境が違うわけであ

ります。今回、この一般質問に寄せられた住民の方の意見の中には、圃場整備をある程度形をつくって、法人なり大きくやっている方々に預けたいんだと。その圃場整備ということで、小規模の単位もあるかと思うんですが、こういったものの圃場整備なり水路関係の権利、そういうしたものに絡むものですから、簡単になかなかできないという部分を住民の方は思っていたらしく、今村長も話されたように、村で独自の気の合う同士のミニ集落営農みたいなのを、指導的なマニュアルを、簡単な基準なりそういうものを、どこかの地域か生産組合の事例なども踏まえて情報提供を促すことはできないか、改めてお尋ねします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　先ほども申し上げたとおりであります、そういうことが大衡村の農業発展のためになるかどうかも含めて、そしてまたそういうことが実際できるかどうかも含めて、鋭意検討してまいりたいと思います。

議長（細川運一君）　　小川宗寿君。

7番（小川宗寿君）　　これまで小規模の圃場整備事業等についての実績をちょっと改めてお尋ねしたいんですが、これまでの事業内容なんですが、細かい数字がもしおわかりであればここでご紹介いただきたいと思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　細かい数字と申しますと、これまでの金額ベースという関係ですか。（「事業採択の件数」の声あり）もちろん課長は知っておりますので、課長に答弁させます。

議長（細川運一君）　　産業振興課長。

産業振興課長（齋藤　浩君）　　小規模基盤整備事業の今までの実績でございますけれども、件数といったしましては、平成17年度から現在までということで17件の補助採択となってございます。

議長（細川運一君）　　小川宗寿君。

7番（小川宗寿君）　　17件。そのうちに私も1件入っているんですが、この事業採択をするに当たって額面の増額あるいは面積要件の改正、こういったものの住民の方からの希望とか現況に沿わないということで取り下げしたような事例もあると聞いています、現況をさらにお尋ねしたいんですが、ご案内をお願いします。

議長（細川運一君）　　産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 補助率については2分の1となってございまして、あとは要件については2ヘクタールかな、2反歩ですね。2反歩の整備でございますので、規模的なものについての要望等については、今までそれで取り下げたというお話はちょっと伺っておりません。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） やはりこの小規模圃場整備等々についての採択が17件ということではありますけれども、やはり自分の田んぼと隣接地である隣の田んぼとの整合がなかなかうまくいかないというような部分があって、自分の家は区画の形を整えて出したいんだけれども、隣となかなかお金のかかる内容ではできないというような部分があって不調に終わったケースも、これは役場に出す前での話ですけれども、そういう協議があったというふうにちょっと聞いておったので改めて今お尋ねしたわけであります。

こういう部分で、農業形態の機械のリース等々、これまでも一般質問で質問されておりましたが、これは機械に限らず圃場をやはり整えること、そういったものについて、この地域での土木関係の業者もいらっしゃいますけれども、そういう形を整えるなどなど、この受委託の環境は、さらにいろんなケースが出てくると思うんです。ということは、今言ったように出す側と受ける側の間に10年小作契約等々の契約が終わっていながらも、生産組合のほうに委託するとなると事務的な精査しなければならない、一括で出す側のほうに、地主側のほうに一括で納付金が入るわけじゃないですか。そこを今度整備する組合のほうに入るときに、その差し戻し等が発生するよう聞いておるんですが、そういった諸問題というのは確認されていますか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 差し戻しの意味がちょっとわからないんですが、新規、集約した際に、村のほうの水田協のほうから単独の助成として出し手に対して8,000円、受け手に対して1万6,000円というのがございまして、それは6年以上の集積をする場合に、そういった助成を行ってございます。それが何らかの事情等によりまして、途中で解約になるという場合についてはその部分についての返還を求める場合もございますけれども、そういったことでないものについてのどういったお話で今質問をされたのかわからないんですけれども、村のほうでの水田協についての助成については、その6年の基準、それを下回る場合については返還する場合があるということでございます。

議長（細川運一君） 小川議員、質問要点を簡潔にお願い申し上げます。小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 今的小規模についての事務的な面倒な部分ですかね。意外と田んぼを持っている側にすると、安易に作業を委託してしまいがちなんですけれども、出来高で生産をしなければならないものですから、その辺の事務的な手落ちがあったような事例も聞いておるんですが、この辺はちょっときょうの一般質問には沿わないと思いますので、これは改めて別にお尋ねしたいと思います。

その中で、村長にちょっと改めてお尋ねしたいと思います。村長が平成9年に一般質問で私と全く同じような部分でということで、事務体制、組織編制についてお尋ねしたような部分があるので、その辺今、村長としての所感をお尋ねしたいと思います。

エキスパート職員を配置してはどうだと。要はベテランの専門職を配置してはどうだというような当時萩原議員としてしておったんですけれども、今現在もそのようなお考えがありますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 当時、今おっしゃった私の一般質問を今思い出しますと、農業振興をする、大衡村の農業をどうやって振興していくんだというような形の中から出てきたものというふうに思っています。それで、当時の答弁としては、やる気のある、要するに大衡村として何が特産で、村でどうやってその特産といいますかそういった主要特産物を選定して、どうやって大衡村の農業を盛り上げていくんだという中での話だと、そのエキスパート職員というのは。そうだと今理解したわけであります。

例えば、カスミソウであればカスミソウに精通した、あるいは野菜であれば、野菜といつてもいろいろありますけれども、そういったものに精通した職員を、改良普及員ではないんですけども、そういったような職員も現場の職員として入れて、そして農家の指導をして、そしてさらには収益性のある作物を選定するような指導もできるような意味でエキスパート職員というふうな私は表現をしたのではないかなと、今思えばそういうふうに思っています。

それで、本当に農業を振興するためには、例えば今回アスパラガスをあさひなとタイアップして、アスパラガスの栽培を大衡として取り入れてはどうかというような話も私は先般させていただきました。まさしくそれについても、ただ絵そらごとで言っているわけではなくて、そういったことができればいいなと。それで、ぜひやってみる価値もあるということでありますから、そういった場合にはそういったアスパラガスの専門家なりそういった方に非常勤講師的な形でアドバイスをいただければというような意味では、ただいま

議員がおっしゃったようなものに合致してくるのではないかなと思っているところであります。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） エキスパートということで、専門家を対象とする。現在の職員の方々にはまだそこまで精通する方はまずいないというものの前提で、今後の方針、あるいは考えということでの回答だと思います。

また、整備計画の助成額は、先ほどの説明ではいろんな事業の内容によっては小規模のやつだと2分の1だったり、あとビニールハウスを設置するときも助成額ということで、改めて一例を申し上げますと、小規模の2分の1の負担を、3分の1なり4分の1に村負担のほうの増額というお考えはありませんか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 2分の1を3分の1にしろ、（「逆です」の声あり）逆ですね。要するに、村が2分の1を出すのを3分の2ぐらいに増額したらどうかというお話であります。

もちろんそれは、そういうふうにすれば当然いいことずくめではあります。予算も伴いますし、先ほども申し上げましたとおり、今年、昨年の災害の復旧にかかわって5,300万円を村から出しているわけです。どこからも補助ももらわないで5,300万円というと大きいか小さいか、私としては大きいと判断しているわけですが、そういったことで予算の範囲内で検討させていただければと。もちろん前から私が言っているとおり、例えば重機とかのリースの補助等々も今考えておりますから、さらに自前で2枚の田んぼを1枚にするとか、そういったことを自分でやればお金はかかるないわけですから。ただ、重機のリースをしてきた部分のリース代、こういったものは補助の対象にしてはどうかと。そして今、現在しているんですが、余りやっている人がいないということであります。

ですので、そういったことも含めて予算の範囲内で対処してまいりたいと、こんなふうに思っております。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 既に今回の地区懇談会でもそういうような機械のリース、特にイノシシに荒らされた圃場の整備、そういったものに対応するのに重機のリースという話題も出ている地域もありましたので、早速でありますのでその辺の増額なり、あるいは住民の方の負担が軽減されるような政策を前向きに検討していただきたいと思います。

こういった村長の平成9年の質問の中で、やはり疲弊した農業にということで、この当

時からやはり農業政策には着眼点を打ってらっしゃるということが今回の答弁書に反映しているものかと思いますので、ぜひこの1問目で通告してありました農業の立て直しということで、これ以上悪くなることがないように、農業政策の部分に村の財源を、やはり税金を納めている、納付している住民の方々の意見も細かいところまで届いているはずなので、見える事業を確立していただきたいというのが大きな希望でありますので、今後進めていっていただきたいと思います。

また、新たな観点から、今人材が不足しているということで、人材派遣というような部分でいろんな部分で企業も確保しているようですが、その確保の方法にインバウンド契約という、要は外国の国籍の方々の人材を教育し、あるいはそういった方々を現場に投入すると。福祉関係でも外国籍の方々が介護の資格を取り現場に入っているというような事例もあるわけありますから、ここ大衡でもそういうような事業をインバウンド契約的に着眼を打って、人材確保に結びつける農業の法人に、一つの手助けになるような策になるかどうかわかりませんが、こういったことを考えていくお考えがあるか、1点お尋ねします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　これまでも、これからも、いろんな意味で大衡村は、近隣他町よりも、あるいは他市町よりも手厚い農業支援を実施しているというふうに認識しております。したがいまして、これ以上云々ということもちろんわかりますけれども、これはあくまでも予算の範囲内での話で進めてまいるわけでありますが、ただこれから、やっぱり議員おっしゃるとおりのそういった人材インバウンド等々、これは大衡村だけで云々ということではもちろんできないんではないかなと、こんなふうにも思います。今、仙台空港が民営化になってインバウンドを大いに盛り上げようというふうにしておりますけれども、この労働力についてのインバウンド、あるいは農業の労働力についてのインバウンド、そういったものについてはいろんな規制といったものも当然あるわけですから、そういったことも踏まえて、県あるいは国とも連携をとりながら、そういったことも考えてまいりたいというふうに思います。

さらには、言わせてもらえば、いろんな補助をこれからどうするんだということですが、私なりに一例として、じゃあどんなものがこれからあるのかなといった場合に、例えば今負担軽減、生産者、米に限って言えばフレコン対応の計量機の導入とか、そういったものに対しての補助とか、あるいはもちろんＩＣＴ技術を駆使した作業計画や管理支

援、そういったシステム、そういったものの導入の補助なりも考えられるということあります。

あるいは、ドローンを使つたいろんな施肥やら防除やら、そういったものも当然考えられますので、そういったことに対するものも助成の対象に今後、今後とはすぐという意味ではありませんので、その辺はぜひそういったことも考えられるといった意味で私は今言っています。

ただ、やはり皆さんの労務の軽減ということでは、やはり水耕分水栓とか、例えば毎日見に行かなくても常に一定に水が入っているようなそういったものの設置とか、あるいはあぜ塗り機の機械の導入助成。今でも、これも個人でいっぱい持っている方がいっぱいあるので、その作業委託の経費助成とかそういったものも含めていいのかななどと思いながら。

そしてまた、先般、もっともっと先になりますか、早坂豊弘議員のお話がありました急傾斜の圃場乗り入れ口の改良とか、あるいは急傾斜のり面にステップを設けて作業をする際の転落防止的なそういったものの助成なり。あるいは、今大変な問題ではないんですけども、農家個々によって「いぐね」というものがありますね。これが今、大問題になってくるのかな、これから。誰が管理するのかと。いぐねですから、自分で管理するなんですが、そういった場合に、「いぐね」からの木とかもそこで燃やすと何か罰則になると。あるいは、竹、そういったものも。それで、木材や竹を今、何か知らないけれども一瞬にしてチップ化というんですか、粉々にする機械が今あるそうであります。そういったものの導入というか共同購入なり。一説によると中ぐらいの性能でも100万円ちょっとというお話を伺っております。やはりそういったものも1軒に1台ずつ持っているというんじゃないなくて、共同で利用できればそういったものに対する助成、そういったことなども具体的に考えていかなければならぬのかなと。環境保全にもつながりますし、二酸化炭素、炭素社会の減少にもつながってくるのかなというふうに思っていますので、そういったことを含めていろんな角度から農業に関する施策をぜひ続けていきたいというふうに思います。

さらには、あさひなとタイアップしてキキョウの栽培ということで今試験的に役場のバス停のところにも植えていますけれども、それもただ植えただけで後の進展がちょっと見えないということがありますので、やはりその辺も、何だよ、どうしたんだというような形で、掘り起こしを図るなりしていけたらなというふうにも思っています。

いずれにしても、とにかくやる気のある農業者に対しては、大衡村としてもやる気を持って手厚くしてまいりたいというのが根底にある基本でありますから、その辺だけはいつまでたっても基本は基本であります。よろしくご理解いただきたいと思います。以上であります。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 村長の新しい提案の姿勢の一端というより、方針が見えましたので。1年前、大衡村の農業をこれからどうしていくんだという座談会に村長が出席しないんだというご指摘があったのは記憶にあろうかと思いますので、ぜひことし、新年度に企画される大衡村の農業を考える会の座談会には、みずから出てその思いを語っていただいて、その該当するような機械のリース、補助、新しいそのプラン。先ほどのインバウンドからそのように展開していろいろな話になりましたが、本当に心躍るような感じ、要はそのようなことが1個1個本当にできればすばらしいことなので、優先順位として、いろんな長期計画もあるかと思いますけれども、その辺の精査もぜひ強いリーダーシップで牽引してほしいと思います。

時間が残り6分ということで、防衛の部分に入りたいと思います。

第3条の部分で、なかなか長期にわたって大瓜南側線の道路改修が行われておりますが、当初の計画だと2年もしくは3年ぐらいで終わるような計画にお示しがあったものが、なぜこのようにかかっているのか。その辺だけ即答でお願いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） あの南側線の歩道の関係でしょうか。あれは、防衛でなくて、辺地債というものを充当させていただいております。したがって、辺地債も1回に全部、例えば南側線が起点から終点まで例えば10億円かかりますよといった場合に、予算としては毎年、毎年小刻みで来るわけですね。それを充当していますから、その予算の範囲でしか上がっていないんです、延びていかなと。そういうものがございます。なので、ご理解をいただければというふうに思います。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 辺地債ということで、辺地ということで、大森、駒場、大瓜が対象かと思いますが、辺地債をそこに必ず充てるのはもちろんわかります。ただ、本当にその説明があったことを振り返りますと、単年度で終わるよう説明があったわけですから、単年度というと1年、2年で終わるというよりも、あの長い路線を3工区ぐらいで終わるという

ふうな説明があったように私は記憶していますので、その辺地債だけにとらわれず、ぜひこの防衛予算の部分を充てることができないのか。ましてや王城寺のお膝元である大瓜上下地区は、そういう部分では自衛隊の訓練といったものに大きくやっぱり貢献したり、被害なり、そういうものを、余り被害という言葉は適切な言葉ではないと思いますけれども、理解をした上で協力しているわけですから、ぜひ多分午後からの質問に出る石川議員の質問にもそこに触れる部分はあるかと思いますけれども、西部地区にある本当に南側の道路改修を一刻も早く完成の路線を延ばしていただきたい。その辺を要求したいと思います。

また、あわせてこの自衛隊の演習場に進入するための戦車道路、こちらの改修も思った以上に傷みが早い、あるいは10年はもつんだよといいながら、舗装当時は滑って事故が多発したというような部分があったり、そういうものに防衛側のほうともそのアスファルトの材質、そういうものを精査していただきて、今なお穴とか亀裂、あるいは雑草、そういうものに対しての環境整備に一刻も早く取り組む姿勢だけをお尋ねします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　辺地債につきましては、総額でスパンが決まっております。ですので、先ほど申し上げたように、その予算の範囲内で最大限に進めていくというのが基本でありますから、それを途中の中に防衛予算でもってやるといったことはできないものでありますので、ご理解をぜひいただきたいというふうに思いますし、さらには今戦車道路の陥没の件やら、そのふぐあいの件。本当に大変なことだなというふうにも思います。日本の本土から戦車が……、いつだっけ、なくなるのは。ここ何年かで戦車は日本国内にいなくなります。いないというか、本州にはいなくなります。それを北海道に集約すると。大ざっぱに言えばですよ。そういうことであります。したがいまして、王城寺原演習場もタイヤ式の装甲車になる予定であります。期限はちょっと今その辺の年次書類を持っていませんのではっきりは言えませんが、そういうことでもうしばらくの辛抱をしていただきて、もちろん補修しなければいけないところは補修しますよ。しなくてはいけません。でも、これ以上悪くならないような形でやってまいりたいというふうに思いますので、将来戦車は通らなくなるということだけは皆さん認識されていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君）　　小川宗寿君。

7番（小川宗寿君）　　今回の一般質問で、この王城寺原演習場周辺にかかわる内容についてはも

っと具体的に質問したかったんですが、どうしても農業問題が村長も平成9年に質問しているということでありましたので……

議長（細川運一君） 質問をまとめてください。

7番（小川宗寿君） ぜひ、この防衛の問題は、エリア拡大と、そして陳情のこれまでの書類だけの陳情ではなく、動画あるいはそういうようなＩＴというものを使って、見える陳情をより明確に村長がリーダーシップをとって、大和、色麻と一緒にこのエリア拡大と防衛事業の予算獲得にご奮闘していただきたいことをお願いして、質問を終わります。

議長（細川運一君） ここで休憩といたします。

再開を1時といたします。

午後0時03分 休憩

---

午後1時00分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順2番、石川 敏君、登壇願います。

〔1番 石川 敏君 登壇〕

1番（石川 敏君） 私は本定例会の一般質問に当たりまして、王城寺原演習場の障害防止対策、そして防衛施設周辺整備調整交付金の使い道、この2件について質問をいたします。

まず、1件目の王城寺原演習場の障害防止に係る対策についてありますが、ご承知のように王城寺原演習場は本村と大和町、色麻町、3町村にまたがる広大な演習場であります。本土の中でも大規模な演習場であります、広さは4,600ヘクタールを超えます。そのうち大衡村分については1,170ヘクタール、大衡村全体の20%を演習場が占めています。

王城寺原演習場は、陸上自衛隊の演習場として年間を通して使用されておりまして、日常の演習によりまして場内は相当に荒廃しております。銃火器による砲撃、さらには振動、騒音、戦車の走行もあります。そのようなさまざまな影響で、周辺地域の生活環境、それから周辺の河川あるいは農業用排水路、そういう施設に対しても大きな影響が出ております。そういう状況でございます。

演習場の現状は、境界線に全部フェンスが張りめぐらされております。そういうことで、一般的の立ち入りは禁止されておりまして、場内がどういう現況、現状になっているかとい

うのは、一般の方はなかなか把握できません。

昨年9月の大雨、豪雨のときもそうでしたが、そういった大雨のときには演習場から大量の雨水排水、さらには土砂が周辺の農業用水路、ため池、そういったところに流入してまいりまして大きな被害、障害が出ております。そういう現状であります。

演習場内には、その障害防止対策として設置されたため池、あるいは洪水調整池、そういったものが何ヵ所かありますけれども、中には演習場から流入してきた土砂が堆積したためにため池としての湛水機能は水がたまらない、あるいは洪水調整機能といったものが十分に果たされていないため池もございます。さらには、用排水路から河川に当然土砂も流れています。大量に河川に堆積しております、河床も大分上がっています。そういう状況も何年も前から続いている状況であります、これも河川管理上、大きな問題でもございます。

村としては、これらの王城寺原演習場に起因するさまざまな障害、あるいは影響、被害、そういったものが地域住民の生活環境に与えている現状、その実態、それをどのように現状を認識、把握しているでしょうか。やっぱり、もうちょっときちんとこういう現状を捉えまして、防衛省といった関係機関に対して、その障害の防止対策は現状でもやっておるわけですけれども、それらの対策をやはりもっともっと強く働きかけていくべきというふうに思います。そういう面で村長の考えを伺うものであります。

それから、2件目、防衛施設周辺整備調整交付金の件でございます。

これも午前中に小川宗寿議員の質問もございましたが、防衛施設周辺整備調整交付金、これは特定防衛施設であります演習場があることによって、国のほうから毎年補助金として交付されています。ですから、これは全国でも全部の市町村にこういった交付金が交付されているということではございません。やはりその中でも特に影響の大きい施設のある市町村に交付されているわけです。

それで、大衡村では今現在、毎年約2億円の交付金が交付されています。その使い道です。その使い道が、直接演習場から影響のあるそういった地域の防止対策、あるいは生活環境の改善、そういったものに果たして寄与されているでしょうか。最近、ここ10年ほど充当事業を見ますと、村一円のさまざまな事業に充当されています。やはりもっと演習場に起因する問題、そういった部分の対策にこの交付金を充当すべきだというふうに考えます。これから交付金の事業の方針について、村長の考えを伺います。

議長（細川運一君） 村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 石川 敏議員の一般質問にお答え申し上げます。

1 件目の王城寺原演習場の障害対策についてであります、王城寺原演習場においては通年の実弾射撃訓練や戦車による訓練等の実施に起因して、場内は荒廃し、このため保水力の低下による農業用水の不足や大雨どきの一時出水、さらには土砂等の流出による農業用排水路やため池の湛水機能や洪水調整機能の低下を招いているということは、議員おっしゃるとおりであります。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条による障害防止対策工事については、自衛隊等の特定の行為、すなわち機甲車両その他重車両の頻繁な使用、そして射撃、爆撃の実施、防衛施設の整備のため土地等の形質変更等により生ずる障害を直接的に防止または軽減するため、河川、道路、砂防、農林漁業用施設等について必要な工事を行うときは、その費用の全部または一部を補助するものとされておるところであります。

障害防止対策事業につきましては、防衛省の補助事業の採択を受けて宮城県と協力しながら年次計画的に進めており、宮城県補償工事事務所の本年度事業としては、議員もご存じだというふうに思っておりますが、西沢溜池工事、それから持足用排水路工事、そして金洗堰用水路の工事、そして荒川堰用排水路工事、金堰1号溜池用地買収補償、荒川堰用排水路実施設計業務、そして本間石堰実施設計業務を予定しております。

また、豪雨時による王城寺原演習場場外への雨水流出抑制対策の実施につきましては、ことし1月に防衛省東北防衛局長及び陸上自衛隊大和駐屯地司令に対して要望書を提出してまいったところであり、現地等の状況はご理解をしていただいているところであります。

今後も王城寺原演習場が起因する障害につきましては、関係機関との連携を密に図りながら、その障害の緩和のための事業を推進してまいりたいと、このように考えるところであります。

次に、2件目の特定防衛施設周辺整備調整交付金の使途についてというご質問であります、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第9条により、防衛施設の設置または運用がその周辺施設における生活環境または開発に影響を及ぼしている特定防衛施設を有する自治体に対して、住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的に交付されております。

この交付金は、交通施設、環境施設、そして産業の振興に寄与する施設等の公用施設のハード事業整備や医療に関するソフト事業等に充当することができることとなっており

ます。障害防止事業が射撃訓練等に起因する障害を直接的に防止または軽減するため、河川、道路、砂防、農林漁業用施設等の工事を行うのに対し、特定防衛施設周辺整備調整交付金は、特定防衛施設を有する自治体全体の全域の住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的に交付されております。

特定防衛施設周辺整備調整交付金の充当事業につきましては、第5次大衡村総合計画に基づいて実施計画事業を実施しております。村全体で阻害されている住民の生活環境の改善に努めているところであります。直接影響のある地域については、別途障害防止対策事業として整備しているところでもあります。

本年度の交付金事業は、塩浪地区住宅団地造成に伴う道路整備事業並びに大鮒用排水路整備事業に充てているところであります。

また、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金については、2年度以上にわたり継続する整備または事業に必要な経費の財源に充てることとなっておりますので、平成29年度当初予算編成と整合させるとともに、実施計画との調整を図っていきながら、直接交付金を充当する事業と基金として実施する事業を総合的に勘案しながら検討してまいりたいというふうに考えておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願い申し上げる次第であります。以上で終わります。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） ただいま村長から答弁をいただきましたが、まず障害防止について改めて伺います。

現在の王城寺原演習場は年間を通してさまざまな訓練に使用されておるようですが、それとも、実際演習で使われている日数、あるいはどういった部隊があそこの場内で使用しているものか。その辺の内容をご存じでしたらお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 年間の使用回数といったものは担当課長よりご説明申し上げますが、使用の部隊については、当然日常の主には東北に駐屯している自衛隊の演習、いろんな演習です。砲撃も含めながらいろんな演習、そういうものに使われているというふうに認識しておりますところですが、さらには104号へのアメリカ海兵隊による移転訓練、あるいは日米共同訓練、そういうものに使用されているというふうに認識をしているところであります。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） お答えいたします。

実際の使用回数、使用日数というところにつきましては、実際の射撃訓練等々の部分については250日程度ということの部分で砲撃訓練等が行われているところでございます。

あと、部隊につきましては、先ほど村長が申し上げたとおり全国各地からの部隊が展開しているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） あの演習場の入り口ゲートは通常は閉鎖されております。そこに使用の状況のお知らせの掲示板が載っていますよね。何カ所かありますけれども、そこに何日から何日まで、どこどこの部隊でこういった訓練、演習で使いますというのが全部載っています。私も何回か見ていましたけれども、多分ほとんど年間休みなしと言ってもいい状況じゃないかなというふうに思います、現状としては。

ですから、当然自衛隊だけじゃなくて、日米の合同訓練だったり、あるいは沖縄米軍の使用もここ数年毎年來ていますので、いろんな部隊の訓練に使われている状況だと思います。

ですので、そういうことで、とにかく何というんでしよう、以前とは全然使われる形態が変わってきたいるんじゃないかなと思うんですよね。やっぱり当然場内もそれによって毎年荒れている状況がひどくなっている状態ではないのかなというふうに思うんですよ。

一部、先月でしたか、議会の常任委員会で現況を見に行きましたけれども、新田沢溜池しか見られませんでしたが、あの現状というのは、村長はわかっていたでしょうか。今の現状はこうなっているという部分は。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 今というか、きのうきょうというわけでなくて、最近王城寺原の場内の荒廃が顕著になっているということは、私もそのように理解しているところであります。

しかしながら、それがその訓練だけでそうなっているのか、もちろん訓練が一番の重車両なりなんなりの戦車とかそういった走行によってなるのはもちろんそのとおりであります、それに加えて近年の気象条件の激変といいますか、ご存じのように想定もしないような、想定もしないと言うとおかしいですが、豪雨、そういったものが頻繁に近ごろ起きるようになりました。そういうことも相乗効果といいますか、相まってそういう荒廃がさらに拡大しているのかなと、こんなふうに思っているところであります、本当にその惨状といいますか、そういうものは認識しているところであります。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 大体状況は理解、把握はしていると思うんですけども、具体的にこういう状況になっていると。新田沢に限らずですよ、よその例えば一文字の調整池でもそうだし、あと藤ノ沢にもありますよね。松原、柏木にもあります。そういった部分で、直接村で管理している部分とそうでないため池もありますけれども、その辺を日常的にというか毎日というわけではありませんけれども、現状をきちんと把握しているかどうかというふうに思うんですよね、村のほうで。実態として。まず、その部分を村長とあと担当課でも結構ですので、改めて伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 議員ご指摘の件ですが、毎日確認しているかということにつきましては、しておりますというふうにはいかないのかなというふうには思っています。毎日でありますから。なので、ただ定期的には確認をしているところでありますて、その辺についてはご理解をいただきたいなというふうに思っていますし、もっと詳しくは担当のほうから説明させますけれども。

さらには今、そういったことが我々にとって場内に入ってどうのこうのする機会が非常に少なくなったといいますか、まず1年に1回もできるかできないかというような状況の中で、これはどういうことかと申しますと、前は平成8年、9年でしたか、場内に村有ため池が点在しておりました。それを防衛省のほうに買っていただいたといいますか、議員も当然認識、その当時のことをわかっていると思いますけれども、そういったこともありますて、容易に演習場に村有地の点検のために入るというようなことで今まで入って見られていたものが、もう村の土地でないということになってしまって、その後はなかなか理由づけが難しくなって入れないというのが実情だと思います。それがよかったです悪かったですということを私は言っているんではありませんので。ただ、しかしそういった意味で、村有のため池が、たしかあの当時8カ所ほどあったわけあります。それを防衛省に村で売却して、そして基金を造成したわけありますて、そういった基金も今のところただ積んでおくだけの基金ということありますから、何ら活用もなされていないということであります。たしか2,000万円の基金だったなというふうに思っています。

なので、そういうことも起因して、中のほうまでは毎日は行っておりません。ただ、外のほうは定期的に調査をしている、点検をしているところであります。

詳しくは、担当の課長より説明させます。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） ただいま村長が申し上げたとおり、県の管理のため池、あと村管理のため池、あと県から管理を移管されているため池等々がございます。それで、毎日という話では当然、毎日その点検という部分はできませんので、例えば出水時期等々について、例えば一文字演習場なら一文字ため池の中に入って湛水状況等々を確認するということについては、担当課は産業振興課のほうになるかとは思いますけれども、やっているというお話は受けているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 別に私もよっしちゅう見ていなさいというわけではありません。その中でも特に私が問題にしたいと思っているのは新田沢溜池なんですよ。ご承知のとおりああいう状況になってから相当の年数がたっています。ため池そのものは昭和55年設置ということに聞いていますけれども、何年ですかね、三十五、六年ですかね。それで、もうかなり場内からの土砂で埋まっている状況です。それは篤とご存じのはずです。それで、ため池の上に砂防堰堤もあるはずですが、何基かですから、それが埋まって越えてため池に入っている状況です。それが下流の用排水路、さらには善川に来ます、合流地点に。それで、昨年9月の豪雨、そこからの出水、排水が物すごい水だったんですね。ですから、あの辺の合流地点から大瓜下地区まで全面的に冠水したような状況になったんです。そういうふうに一番大きい影響があるわけです。

もう、ため池そのものも排水のゲートは動くようですけれども、一番の土砂分けのゲートは埋まって動かないと。地元の管理している水利組合の人も、それは前から話はしていると思うんですよね、いろんな場面で。ですから、それを村として防衛なり、あるいは県でも障害防止補償工事でもいいでしようけれども、どのような具体的な対策の要望、要請をしてきたのかと思うんですよ。その辺の経過というか、ことし1月に要望書を出したというものは載っていますけれども、今までの取り組みについてちょっと伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ことし、東北防衛局に参りまして、そういった要請・要望をしてきたところであると先ほど申し上げました。そういったことで、要望・要請はしておったところであります。しかし議会のほうでもそれを踏査して、その深刻な状況が伝わってきておりますので、これまでの要望が生ぬるいと言われれば確かにそういった面もあるのかなと思いますけれども、今後は強力に、さらに強力に要望をして、土砂のしゅんせつなり、ある

いは私は思うんですが、善川の河床のしゅんせつなり、そういういたものができるかできないかも含めまして、要望活動を強力にもっとしなければならないなというふうな思いで今いるところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） いずれも障害防止対策として設置されたため池施設です。ですので、今障害防止の機能がないんですよね。ですから、やっぱりそういう機能を復旧するような対策も当然村としては要請するべきだと思うんですよ、現状のままじゃなくて。当然、土砂しゅんせつが必要であればそのようなそのような方向でもいいと思いますので。あるいは、別な対応、対策ということもあるかもしれませんけれども。

あと、ちょっと関連してですけれども、今のため池の管理については地元の水利組合でなさっています。下刈りとか、草刈りとか、いろんなことです。そういうたものは当然、どこからも経費も何も出でていないと思います。自分たちの負担でやっていますけれども、ため池そのものの維持管理の管理主体というのは、果たしてどこなのかなと思うんですよね。県のほうで設置して、村で管理の委託を受けているものか、さらに村から直接そういう水利組合に移管といいますか委託しているものか。そういうた協定といいますか、書面で結んでいるものがあるのかどうか。ちょっとその辺も確認したいと思いますが。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 担当課長のほうから答弁させます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 財産の所在については、県であったり村であったりいろいろございますけれども、県のほうで整備したそういうたため池については、でき上がった後に管理移管ということで村のほうには正式にいただきます。ですが、その実際の受益者の方でそこの分は実際管理していただいてございまして、その水利組合であったり、その地元であったりというところに対しての正式な文書でのそういうた契約といいますか、そういうたことは取り交わしておりませんので、慣行といたしましてといいますか、従来からその周辺の管理を行っていたところが引き続き行つていているということでござります。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 新田沢も、あと藤ノ沢もそうですけれども、ため池そのものが所在している場所が演習場の敷地内なんですね。場内です。藤ノ沢は多分、両方にまたがつていま

すけれども、そういう状況で、土地は国有地、施設は県で設置して県の所有物ですかね。そして村で委託を受けていると。そして、さらに受益者、地元の水利組合で日常の管理委託をやっていると。そして、その経費については、受益者負担、それはしようがない部分はあるでしょう。ありますけれども、かなり負担だと思うんですよね。通常の刈り払いだって1年に1回ぐらいしかできていない。1回ないし2回ぐらいやっていますかね。相当大きなため池ですので、人手不足であるし。

それで、その作業の費用については農地維持の支払いの経費、保全会の経費を充当しているという話も聞きました。本来そういうものなのかどうか。ちょっと違うような部分に思うんですけれども。やっぱり別途、そういった部分についてはきちんとやっぱり考えてあげるべきではないのかなというふうに思うんですけれども。通常の農地とか農道、あるいは水路の維持管理をするというのならわかりますよ。ですけれども、物は物で違うと思うんです。そういったものまでその費用を充当してやらなくちゃならないというのは、ちょっと違うような感じがするんですけれどもね。どうでしょうか、その辺の考え方は。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　おっしゃる意味は、重々わかります。今、先ほど小川議員の質問にもありました。農業の支援、農業の振興、そういった観点からいって、今まで藤ノ沢に限らずそのため池そのものは障害防止等々にも当然位置づけられていて、それをもとに造成したというふうに思いますが、それはとりもなおさず農業用水の確保といった意味からそれも派生してきたんだろうと私は認識をしておるところであります。

したがいまして、農業用水の確保のために、これまで地元の耕作者で編成する管理組合があるかどうかわかりませんけれども、そういった方々で自主的に草刈りなり管理をされてきたんだろうというふうに思います。まさしく今、そういった後継者が不足していると。そして、農業が非常に難しい時期に来ているといった中で、その草刈り、管理をする人員も地区から年々減っていかれるということで、今そういったことがクローズアップというか、急にされてきているのかなというふうに思います。以前は農業用水にも供するものですから、そこの下流の皆さんで自主的に管理をしてきたということで、誰も文句も言わないでと、ちょっと言い方がおかしいかもしませんが、違和感も持たないでそういうふうにやってきたんだろうけれども、今はやっぱり人も少なくなってきたということで、管理も大変難しくなってきたと。そういったことで、多分ご質問の中にもそういう意味があるんだろうと思います。

そういうことで、今後もそういったことずっとやっていけるかどうか。もちろんそういうことも踏まえて、時代、時代に合った管理の仕方、そういったものを作りも補償工事事務所なり、県、国を通じて、そのあり方については投げかけていかなければならないんだろうなというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 先月あたりで終わったんですかね。自衛隊で演習場の境界の防火帯の刈り払い作業をやっています。ほとんど終わったのかなと思いますけれども、あれは自分たちで大勢の隊員が来て刈り払いをやったんでしょうね。それで、今言った新田沢溜池というの場内で境界線のところにあるんですよ。であれば、何メートルぐらいですかね、20メートルぐらいですか、その防火帯の刈り払いをしたのは。だったら、その場内の敷地の部分ですから、そういったため池の周辺も刈り払いできないものかと。そういう要請も一緒にすべきでないのかなと。あるいは土砂のしゅんせつ、それも自衛隊直営でやっていただくような、そういう方策はとれないものか。砂防堰堤も同じです。新たにつくればいいかもしませんけれども、そういう機能を回復するためにも、訓練の一環にはならないかもしませんけれども、そういう体制、対応をとれないものか。直営作業で。

東富士演習場に委員会で視察に行ってきましたけれども、あそこでも同じようなそういった場内の施設の維持管理、自衛隊のほうで直営作業でやっているという話も聞きました。ですので、やっぱりそういう部分も可能ではないのかなと。そういう要請もすべきでないのかなと。単なる障害防止をしてくださいだけじゃなくて、そこに被害を及ぼしているのを緩和してもらうためにも、自衛隊そのものでやっていただくようなことはできないのか。そういうような考えが村長はないか、ちょっと伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 自衛隊が、火防線を刈ったということですね。それとため池ということで、多分、どうせだったら何ぼも離れていないところだから一緒にやったほうがいいんじゃないかというご意見だと思いますけれども、それができるかどうか、そういった組織の任務というもの規定とかそういったものも当然細かく、ああいう自衛隊とかは、恐らく厳密に定義づけられているのかなと思うわけです。

でも、議員おっしゃるとおり、そういったことまで含めて要望の中にしていくことは、決して不可能ではございません。ただ、それは、できるかできないかはまた別としてです。くしくも、ことしの10月でしたか、防衛関連、王城寺原関連の役員の皆さんで、北関東

防衛局の案内で群馬県の相馬原駐屯地というところに行ってまいりました。そこでは、障害防止、民生安定、そういうものの観点から巨大なため池を造成しておりました。それで、非常に大きなため池でありますから、そこの堰堤、堤防がきれいに刈られているんですね、草刈り作業で。この作業は誰がしたんですかという話を私が質問しました。そうしたらば、防衛局のほうでやりましたということあります。

それで、翻ってみれば、除ため池とか、あるいは松原の上にあるため池とか、ああいったものは地元の管理組合でやっているわけですね。組合員からの出資金の中から出してやっているわけであります、そういうことでちょっと温度差があるんではないですかという話をしました。ところが、そこはそこなりの理屈でもってきて、これこれこうなんですと言われて、ああそうですかというみたいな話でしたが、どうしても私としても違和感を持ちました。何であっちのほうでは国費でやって、こっちはそうじゃないんだという疑問を持っては参りました。そういうことを東北防衛局の幹部にもお話をしました。そうしたら、ああそうですかねなんて言いながら驚嘆しておりましたけれども。

そういうことで、議員のおっしゃることの意を酌んで、できるできないは別としても要望の中に組み入れていければいいなと思っているところであります。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） やっぱりよその演習場、よその県でもいろんなそういう対応をしている例もあるわけですから、やはりここだけが今までと同じような要望活動だけではなくて、もうちょっと一歩踏み込んですべきではないのかなというふうに思います。

あと、その要望活動が行政側だけの活動ですよね、多分。あるいは、王城寺3町村の対策協議会としての要望ですよね。だから、行政だけでなく、もっと関係する地元の方々、組織、あるいは土地改良区だったり、やっぱりそういった地元の方々とあわせた体制でもっての対策、要望活動をもっと強力にすべきだと思うんですよね。幾ら行政側で頑張ってやっていますと言っても、地元にはそういった活動が見えてきていないと思うんですよね。見えにくいと思うんです。

ですから、水利組合だったり、行政区だったり、関係者と一体となった要望活動を展開すべきだというふうに思うんですよね。改めて、村長に伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） まさしく今後の要望活動、民間と言うとおかしいんですが、民間も巻き込んだ展開、こういったものが本当に必要になってくるのかなというふうに思います。その

いい例が国道4号線であります。国道4号線は、やっと今回ことし予算が、新規着工が決定しました。それは、これまでの要望活動、そういったものが功を奏したというふうに私は思っていますが、その要因の一つとして、ユーザーである企業の代表の方々が一緒になって、東京なり仙台なりの陳情の場に行っていただいているということであります。例えばの話、トヨタ東日本の幹部の方、あるいはラピスの社長みずから、あるいはアルプス電気、あるいはYKKなり、そういった社長、工場長なりが直接我々と一緒にになって国交省等々に陳情に行って参ったところであります。おととしあたりからそういうふうにやってきたところでありまして、まさしくそれも一つの要因になってきたのかなというふうに思います。

議員が今おっしゃられています王城寺関係、そういった障害防止関係、そういったことにつきましても今後はそういった民間の皆さんと一緒にになって活動する、そういったことも場合によっては必要になってくるのかなと、こんなふうに思っているところでございまます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 王城寺原演習場はまず、なくなることはないでしょうね。今の国策では。ですから、演習場がある限りいろんな問題は今後も発生してきます。ですので、今言ったように、やっぱりずっと継続的なそういう活動を、やっぱりずっと、誰になろうとも、やっぱりそういうことはきちっと中心に持って村の施策の一つの柱として考えていっていただきたいというふうに思います。

時間も大分経過しましたので、調整交付金に移りたいと思います。

防衛の調整交付金が年間約2億円ぐらい交付されていますけれども、その充当事業一覧を私もいただきました。それで、その最近10年間の使い道を見ますと、大分偏っているんじゃないかなというふうに思われます。村長どうですか、その辺の認識は。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 偏っているというのは、どのようなことを具体的におっしゃるのか、私はちょっと今はわかりませんけれども。これは、そのおっしゃる意味はわかりますよ。王城寺原に近くて一番迷惑しているのは我々ですよと。だから我々のほうに、というのはわかります。おっしゃりたいことはわかります。

しかし、この調整交付金、これにつきましてはあくまでもその所在の市町村に来るわけであります。でありますから、所在市町村の重点事業に、その市町村の裁量で事業を展開

していって差し支えないという性質のものであります。その演習場に近いところだけにどうのこうのとか、そういった狭い考えのもとに事業を推進しますと、なかなか今度は逆の場面、前にもあったんですよね、こういった質問が。それで、じゃあ工業団地の近くの人はどうなんだと。じゃあ工業で潤った部分は工業団地周辺に使うのかと。そうじゃないよと。

そういったお話がありましたので、これはやはり大衡村を一くくりとした広範囲の中で、自治体に来るんですから、場所に来るんじゃない。場所というか、部落。部落という言い方はおかしいですね。地区に来るんじゃないんですね。大衡村という自治体に来るわけでありますから、そこで重要な施策にもちろん優先順位をつけながら、さらにはそこだけじゃなくて年次計画でもって計画したところに充当していくというのが、これは基本だというふうに思います。

そういったことで、各地区の集会所等々も年次計画でぐるっと回って、今度は最後というか最終に、衡中北地区だけ今ないわけでありますから、そこにぜひ設置をしたらどうかなということで私どもも考えておるところであります、どうもその地区の皆さんとの合意形成が、何のことでだかわかりませんができていないと。できていないというよりも、私は何で反対なさるのかその理由が私には全くわかりませんので。ただ自分の意地でそんなものはだめだと言っているような感じがしてならないわけであります。ほとんどの住民の皆さんにはあったほうがいいと言っているのにもかかわらずですよ、だめだと声の大きい人が何人かでもってやっているようあります。

だから、そういうことでいろいろありますけれども、そういったものにも順次年次計画をもって設置したいなというふうに思っていますけれども、そこにつくらないのであれば、やっぱり今度は別なところにいって別な仕事をしなくてはならないということありますから、村全体を考えながら事業を進めたいと、こんなふうに思っているところであります。

議長（細川運一君）　　村長におかれましては、質問に関して、なおご答弁に徹していただければというふうに思います。石川　敏君。

1番（石川　敏君）　　村長の意図はわかります。別に私も偏っているというのは、決して地域の偏りを言っているわけではありません。充当している事業です。充当している事業、その中身です。確かに全部が全部、演習場から近いところに全部やりなさいとか、それは申しません。そんなことは当たり前です。村として来ている交付金ですから、それはいろんな方面に使うというのは理解します。

今の状況を見ますと、たまたま西部地区のほうは十数%しかありません、事業費ベースでいくと。それで、村のさまざまな公共施設、小学校、中学校、福祉センター、いろんな部分にも交付金事業、交付金を充当しています。それも村全体の住民のための施設ですから、当然適正だなというふうにも判断します。あと、集会所も各地区今、集会所の話が出ましたけれども、各地区の集会所も皆さんための施設ですので、生活、これは民生安定のためですね。それもいいと思います。

ただ、さっきも障害防止でも話をしましたけれども、いろんなそういう課題があるのにそれを放っておいて、別なほうに充当しているんじゃないかと。そういうふうに思われるんですね。放っておいてというのはちょっと表現が悪かったですけれども。

あと、前の小川議員の質問でもあった大瓜南側線。財源が辺地債だと言いましたけれども、辺地債だけじゃないとできないんですか、これは。ほかの財源を充当することはできないんですか。そう思うんですね、私は。見直すべきじゃないのかなと、もっと。今のペースでいったらあと何年かかるか、多分わからないですよね。1年で100メートルぐらいしかいっていませんから。トータルで2,000メートルぐらい、もっとあるかな。あるはずです、たしか全体計画は。

そういうことで、村全体のそういう需要を見て事業決定判断してすべきだなというふうに思うんですね。改めて村長に伺います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　今、具体的に申し上げまして、辺地債と調整交付金、あるいは防衛の障害防止の関係とか、その取り合わせでできないものかと、こういう話も今出ました。それは前の小川議員もそういったお話をされましたけれども、小川議員に言わせると3年で完成するはずだったというふうに当初聞いていたという話でした。

総事業費が、例えば9億円であれば、1年で3億円来るのだったら3年で完工するのは当たり前なんですね、それは当然わかります。3年で完工するというような話があったのかどうか私はわかりませんけれども、限られた今の予算で持ってこられるわけです。これは大森の道路も、あれも同じことが言えるわけであります。本当に何メーター、何百メーターの世界で推移しているところでありますから、その辺については議員仰せの、今は石川議員で小川議員ではありません。石川議員がおっしゃるとおり、そういった補助金をごちゃまぜにしてもできるものかどうか、私はその辺は専門家じゃないのでよくわかりません。しかし、私はそれは無理だというふうに思います。1つの事業はやっぱり1つの交

付金を充当してやるよう年に年次的に設計されておりますので、それをもう少し早くするために、それじゃあここからここまで防衛補助でやりましょう、そしてまた残ったところはさらにまた辺地でやりましょうというような、そういう何といいますかアロバット的なことが果たしてできるのかどうか。それを、答弁してもらいます。できるかできないか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） アロバット的と今村長が答弁しましたけれども、できないことはないと思います。ただ、あくまでも辺地でやっている部分につきましては年次計画で行って、当然財政的な部分は辺地債の場合は交付税算入等々もございますので、そういった部分も一応勘案してやっているところでございます。

あと、いわゆる調整交付金につきましても、先ほど村長が申し上げましたとおり、たまたま今回2億円という金額ですけれども、いわゆる米軍が来ない場合は1億円という形もございますので、その限られた財源の中で調整を行っているということでのご理解をお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 多分、それはもちろんそうでしょうね。財源を2つ一緒にできないです、それは。それはわかりますので、別な財源に切りかえて事業実施が可能かどうか、やっぱりその辺も考えてもらえばと思うんですよね。

あと、今の交付金については、一旦基金に積んで、あと翌年度以降に使うというふうな方式もとられていますけれども、それで条例ではその使い道を規則で定めていますよね。何々に使うと、充当事業の対象を。今、4つの項目しかありませんけれども、これをもう少しふやすというような考えはないんでしょうか。ハード、施設の整備だけじゃなくて、ソフト事業を今は対象可能ですよね。今の規則では、子供の医療費の助成事業、それにも充当するということで規則にうたっていますが、実際は使っていないのかなと思いますけれども、その辺の考え方は今後どのような方針で臨むものか伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そういった基金の使途、使い道、そういったものがどのようなところまで発展普及させていけるのか。そういったものも含めて、柔軟に今後検討はしてまいりますのでご理解をお願いしたいと思いますが、もっと詳しくは企画財政のほうから答弁させます。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 調整交付金の基金事業につきましては、条例第5条の規則で定める整備または事業ということで、交通施設、通信施設の整備に係る事業、スポーツまたはレクリエーションに関する施設の整備に関する事業、あとは環境衛生施設の整備に係る事業ということで、この3つに関してはハード事業という形での繰り越しというか基金に積んで、翌年度で消化するというような事業でございます。

ソフト部分に関しましては、今申しましたように万葉すぐすく子育てサポート医療費の助成事業、これだけに限定されているということでございますので、この部分については、あとは防衛局等々でソフト事業はどういったものに対応できるか、あとは中でどういったものに基金としてやつたらいいかというのも勘案して、決定というわけではありませんけれども、ちょっと検討していきたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。再開を2時……（「最後に1つ」の声あり）時間でございますので。（「最後にしたいんですが」の声あり）では、簡潔に1問だけ。簡潔にお願いします。

1番（石川敏君） 時間になったところを申しわけありません。

基金条例の全体計画、やっぱりその1年、1年だけじゃなくて全体の何年かのスパンでの全体計画をきちんと立てて、それに基づいた基金の充当、交付金の充当をしていただきたいと思います。それで、やっぱりその結果をきちんと公表することになってますよね。それで評価もすることになっています。やっぱり今後、そういったことを出すように、できるように対応していただきたいと思います。以上です。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を2時15分といたします。

午後2時02分 休憩

---

午後2時15分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順3番、佐々木春樹君、登壇願います。

〔4番 佐々木春樹君 登壇〕

4番（佐々木春樹君） 通告に従いまして一般質問を行います。一問一答方式で、3件通告しておりますので、よろしくお願ひします。

高齢者ドライバー対策をと題しまして1件目ですが、最近高齢者の原因による死亡事故

がテレビで随分報道されていまして、立て続けに起きたこともありますけれども、住民との懇談会の際にも、いつまで運転できるかなというふうな話も受けておりました。

被害に遭った方はもちろんですけれども、加害者側になってしまった高齢者の方も本当に気の毒でしようがない。病院で若い人をはねてしまったご婦人の方は、前日まで旦那さんの介護をして体調もよろしくなかったのかなというところで、ブレーキとアクセルを間違えてああいう事故になってしまったんだというふうな報道も後からされておりましたけれども、こういう痛ましい事故が起きないためにも、免許証の返納というものもございますけれども、村として何か対策をとれないかと思いまして質問しております。

まず、1件目は、高齢ドライバーに対する運転講習の実施であります、今も幾らか取り組んでいますけれども、もう少し詳細な対応ができないものか。

2点目として、セーフティ機能、自動でとまるシステムとか急発進を防ぐ装置についているもの。そういうものを搭載している車に対しての補助はできないものか。

そして、一番は車がなくても生活に支障のない、そういう公共交通機関、そういうものを構築して、免許証がなくても暮らしていけるんだというふうなまちづくりを目指せば、免許がなくてもいいのかなというところで、そういうことを質問しております。

2件目は、公用車をパトカー色、パンダ色ですね。白黒の色にして、防犯を強化していただきたいというふうな題で質問しております。

もう既に、幾つかの自治体ではそういう取り組みがなされておりまして、公用車をパトカー色にしたことで犯罪抑止、交通安全に努めている。そして、実際にその取り組みをしている自治体では、犯罪件数が減ったり交通事故件数が減っているというふうな実例もありますので、村としてもうそういう取り組みを行ったらよろしいのではないかというふうに通告しております。

全ての車を白黒にするのに相当なお金がかかるかもしれません、今後更新していくであろう車からでも、順次そういうものにしていけば、最終的には村内を回っている公用車がパトカーのような役割を果たして、ひいては地域の防犯に寄与するというふうに思われますので、それを通告しております。

3件目でありますが、青年活動の復活のためにと題しまして通告しております。

多くの先輩方、我々もそうですけれども、青年時代に青年団や4Hクラブ、農協青年部、さまざまな団体で生活向上、また仲間づくり、友達づくり、地域づくりを経験していった。そして、そういう団体があることで、村外の団体とも交流をしたり競い合ったりし

て自分自身を高めていったという歴史があります。

今はいろんな多種多様な職場環境のために、そういったものに参加しがたい、また人と人との関係が希薄して組織力の低下、仲間をつくるないといいますか、そしてその核となるリーダーが育たない状況にあるというふうに思っております。

そこで、青年層に働きかける事業の創設。

2つ目に、既存の活動家、郡内活動家、県内の活動家といろいろな共催事業に参加していくようなシステムづくり。

3番目に、日本青年団協議会主催事業への派遣ということで、青年団の中核であります日本青年団協議会では、青年大会のみならず活動家の育成研修会だったり、平和集会、また活動家のための集会、青年問題研究集会等々、開催しております。そういったところに村の若者を派遣して、また職員の若い人を派遣して、他県、他町、いろいろな活動をしている方々と触れ合うことで次の活動に寄与できるのではないかと考えて通告しております。

最後には、公民館運営に関して、当然みんなで使う公民館ですけれども、若者も集えるようなそういう公民館運営を目指して取り組んでいただきたいということで通告をしていますので、よろしくお願ひします。

議長（細川運一君）　　村長、登壇願います。

〔村長　萩原達雄君　登壇〕

村長（萩原達雄君）　　佐々木春樹議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1件目の高齢ドライバー対策を早急にとのご質問であります。

高齢ドライバーに対する運転講習の実施を考えられないかとのご質問でありますが、議員が話されるように高齢ドライバーが原因となる交通事故が連日のように報道されております。

中でも10月27日に横浜市において、87歳の男性が運転する軽自動車が登校中の小学生の列に突っ込み1年生男児が死亡した事故は大変痛ましい結果となっております。運転されていました男性は、どこをどうやって走ってきたのか記憶にないというようなお話をされていましたが、本当にそういった意味で増加傾向にある高齢者による事故発生の一番の要因としては、そういった認知的なものも当然あるんだろうというふうに思いますが、アクセルとブレーキの踏み間違いによるものが大部分を占めているような、報道によるとですが、そのような感じを受けるわけであります。

そのような事故を未然に防止するために、70歳以上の方が運転免許証を更新する際には、

事前に高齢者講習の受講や75歳以上の方については高齢者講習を受講する前に講習予備検査を受けることが義務づけられております。運転適性や実車指導を通じて、加齢に伴って生じる身体の機能低下を自覚して、安全運転を続けていたくためのものでございます。

なお、村では自動車学校で行っている高齢、熟年運転教育課程の受講費用を補助する制度として、シルバードライバー講習受講料助成事業を行っております。この助成制度は、富谷自動車学校において運転適性検査や校内コース、自動車学校の校内ですが、校内コースを利用した運転習熟度、交通法規遵守度チェックなど2時間にわたる講習を受講することができますので、この制度を活用し、自身の運転技能や身体機能の状況を再認識していただきたいと思っております。

次に、2点目のセーフティ機能のついた車への助成をすべきではないかという質問であります。国では交通事故削減を目的として産学官の協力のもと、先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した先進安全自動車、ASVというんだそうでありますが、先進安全自動車に関する技術の開発、実用化、普及を促進するASV推進計画が平成3年度に策定されました。これまで25年にわたって交通事故死者数の低減に資するASV技術の実用化に向けた取り組みが行われております。

平成28年3月に策定された第10次交通安全基本計画においては、道路交通の安全についての目標として、24時間死者数を2,500人以下にすることが掲げられております。この24時間死者数というのは、交通事故死亡事故死者であります。24時間を過ぎて亡くなった人は交通事故の死者に入らないということありますから、その交通死亡事故死者を2,500人以下にすることが掲げられておるということであります。

しかし、まだまだその成果は具体化といいますか、顕著な成果を上げているというふうにはまだまだ及んでいないわけであります。

この目標を達成するための具体的な施策として、ドライバー異常時対応システム等の新技術の開発、普及促進、自動運転技術等の開発・普及のための環境整備などが挙げられております。このような取り組みの結果、現在では衝突被害を軽減させる自動ブレーキシステムを装備した自動車がやっと近ごろ販売されておりますが、自動ブレーキ等のASV技術は側面からの支援にとどまるもので、あくまでもドライバーが主体的に責任を持って運転するということが基本になります。あくまでも本人が運転するんだということが基本だということであります。

ご質問にあります助成制度であります、香川県や愛知県刈谷市では平成28年度より

65歳以上の高齢者に対しての助成制度が創設されたようですが、便利なシステムになればなるほどドライバーの運転能力低下を招く懸念もあるのではないかというふうにも思われますし、高齢のドライバーが運転支援システムを使うことにより、行動変容を起こし、今までとは違うタイプの今度は事故がふえてくるという可能性も懸念されるところであります。

将来的には先進事例等を参考にしながら助成制度を検討する必要があるかもしれません  
が、現時点、大衡村としては、考えはまだ少し早いのかなというふうに思っていますので、  
ご理解を願いたいとこんなふうに思うところであります。

なお、きょうは7日ですから、3日ほど前ですね。さらに、12月4日ですね。福岡市の  
博多区でタクシーが300メートルほど暴走して、本当に44歳のご夫妻、若い人が亡くなっ  
たと。ご夫婦が亡くなってしまったと。何か病院に見舞いに来ていて、その見舞いに來  
ていた人と懇談をしているところに突っ込んできたんだということでありまして、新聞を見  
ますとその44歳のご夫婦は娘さんが1人残されてご両親が亡くなられたということで、本  
的に非常にかわいそうなというか、残された子供さんがね。非常にそういった事故が、本  
的に連日のようにあります。

さらには、先般ことしの石川、五反田じゃなくて大童の事故、死亡事故ゼロが続いてい  
たわけですが、それでストップしたわけですが、あの事故も高齢者の人が運  
転して対向車線にはみ出して、そして亡くなっと。大衡の人ではなかったんですけど  
も、そういう本に高齢者の皆さんがそういった事故に遭われるのが多くなってきて  
いるということです。本当にこれから大変な時代、みんなで考えていかなければ  
ならないなど、こんなふうに思っているところであります。

次に、3点目の車がなくてもよい公共交通の充実を図れないかという質問ですが、  
現在運行している住民バスは主に小中学生の通学の足となっているほか、生活の足として  
も住民の皆さんにご利用いただいておるところであります。このため、住民バスは今後も  
維持運行をしていきましょう。

そして、自家用車を持っていない交通弱者と呼ばれる高齢者や障害者、そして要介護認  
定者で運転免許証を所持していない方向けに、福祉タクシーのような事業を来年度からせ  
ひ導入をすべく、今鋭意検討しているところでございます。

公約でも掲げておりましたデマンドタクシーも検討はいたしましたが、デマンドタクシ  
ーの場合は乗り合わせとなり、限られた人数しか利用できない。そして、さらにはルート

的なものももちろんあります。そういったことで、いろんな意味でメリット、デメリットもあり、種々検討を重ねた結果、タクシー乗車料金の一部を直接給付する助成制度を今鋭意検討、ただいま申し上げたとおり検討しているところでありますので、もっとご理解をしていただければと思います。

買い物先や病院等への移動手段としてタクシーを利用していただき、その利用料金の一部を助成すると。全部ではありません。一部を助成することで、高齢者等の社会参画を促進しながら、元気で生きがいのある生活を送ることができるよう福祉の増進を図り、なお一層の公共交通充実を図ってまいりたいと、このように考える次第であります。

次に、2件目の公用車をパトカー色にし、防犯強化ということであります。

パトカーを、議員はパンダカーと。よく隠語でパンダカーなんて言いますから。そうすると、本当にそれを見た瞬間に、悪いことをしようかなと思っている人が一瞬ためらったり、そういったことも当然考えられる。そういったことでは本当に有用性が大なのかなど、こんなふうに思っています。

けれども、今大衡村においても公用車でパトカー色に塗装している車両は2台あります。が、いずれも交通安全広報車として活用しております、交通安全指導員による朝の広報活動や、臨時の広報活動などに使用されております。

ご質問の今後更新する車両をパトカーの色にすべきではないかというお話ではあります。が、公用車については村内のみに限って使用するものも当然ありますが、そうでないものもあります。更新する車両をそのような塗装にすることは、なかなか難しいといえば難しい。しかし、村内しか走らないんだよというような車についてはさほど難しくはないのかなと、こんなふうにも思っております。やはり、県庁、仙台、各合同庁舎なりに職員もその車で出張するわけですから、その際にはパンダカーはちょっとご遠慮、なじまないのかなと思いますので。村内を巡回するような車両については、いろいろ検討の余地はあろうかというふうに思っています。

なお、村では来年の4月から、全職員で構成する防犯パトロール隊を編成したいと考えております。年間を通して日ごろから防犯パトロールを実施したいと考えておりますので、村内の犯罪発生件数を1件でも減らせるよう努力するためのパトロール隊を、ぜひ来年の4月から編成、発足させたいというように今考えているところでありますので、ご理解のほどもよろしくお願ひ申し上げます。

次に、3件目の青年活動復活についてのご質問にお答えいたします。

1点目の青年層に働きかける事業の創設をしてはどうかとのご質問ですが、議員もおっしゃっておられましたが、現代の若い方々の傾向としては、昔と違って個人または本当に気の合った仲間内だけで楽しむ傾向がございます。仕事を離れてからの他者との交わりや上下関係を嫌う傾向にあると言われておるところであります。

そんな中で、村の青年会も若い会員がなかなか入らず、減少傾向にあると聞き及んでおります。村内だけではございませんけれども、いざこの調査においてもそのような傾向があるんだということは理解しているつもりでございます。

そのような状況において、どのような事業が有効なのかを今後いろいろと調査研究をして考えてまいりたいと、こんなふうに思います。

次に、2点目の既存の郡内活動家と共に事業参加をしてはどうかとのご質問であります、これも1点目と同じようにいろいろと調査研究をして、今後本村として何ができるのかを含めて考えてまいりたいというふうに思っております。

次に、3点目の日本青年団協議会主催事業へ派遣してはどうかであります、本村青年会会員が黒川郡連合青年団の一員として、日本青年団協議会主催の全国青年大会合唱コンクールなどに毎年参加をされておられます。本当に本村の青年団の皆さん大変ご活躍されておりまますし、こういったことを率先してやっていただいていることに敬意と感謝を申し上げておきたいというふうに思っております。

そして、本村としては、毎年その参加費用の一部を助成しておりますので、今後ともそのような支援を継続して続けていきたいというふうに思っておりますし、さらにはその団員、仲間の皆さん1人でも新しく参加できるようになればいいなというふうにも思っているところであります。

次に、4点目の若者が集まりやすい公民館運営をしてはどうかであります、1点目でも申し上げましたように、最近の若い方々は個人または本当に気の合った仲間だけで楽しむ傾向があります。また、公民館は小さな子供からご年配の方々まで幅広くご利用されており、さまざまな活動をしている多くの団体が利用する施設でありますので、若い方々だけを重視した公民館運営は現在の公民館の規模としてはなかなか難しいのではないかと、こんなふうに思います。若者、若い人たちが集まりやすい公民館とはどのような公民館なのかを含めて、今後いろいろと調査研究をしてまいりたいなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っているところであります。

以上、第1問目の答弁をさせていただきましたので、よろしくご理解のほどお願い申し

上げます。以上であります。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） 高齢者ドライバーの事故がピックアップされて報道されておりますので、本当に心が痛いといいますか、村長もいろいろ見ているようですけれども、実際はやっぱり若者ですよね。20代の事故が一番多いんです。高齢者の事故よりも全然若者の事故のほうが多いんですけども、どうしてもピックアップされますし、高齢者の事故は本当にこうでなければなというちょっとしたことがやっぱり報道されておりますので。そんな中で、村長は何歳まで運転する自信がござりますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 冒頭でも農業問題の農業の平均年齢という話がありました。ただいま私も68歳であります。希望からいって、10年くらいは何とか自分で運転できればなというふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） 私はいろんな方に聞くんですけれども、やはり80歳ぐらいまでは何とか運転したいよねと言っておりました。この最初の質問の高齢ドライバーの運転講習については、今もシルバードライバーの受講補助制度というのがあるというご説明でしたけれども、実際これを受講している方はどのぐらいおられますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 人数は、ちょっと待ってくださいね。人数については、ちょっと把握しておりません。担当がわかれば担当のほうから答えさせたいと思いますが、今高齢者講習の関係でありますが、免許更新を行う際には70歳以上から75歳未満の方が高齢者講習の受講義務であります。これは3時間ほどです。座学が30分、そして適性検査等々による診断等々指導、それが60分ということで、それから実車による診断、要するに車を運転しての診断を60分。そして、ディスカッションを30分というようなカリキュラムになっているようであります。

そして、75歳以上の方については、高齢者講習プラス教習予備検査というものがございまして、それはいろいろアルツハイマーだったり認知症、そういうことなんかも予備検査ということが加わってくるのなかと私は思っているところでありますが、75歳以上からはそれがつきます。それで、教習予備検査内容として2時間半です。座学が30分、運転適性検査機材による診断と指導が60分ということあります。そして、実車による診断と指

導が60分、合わせて2時間半ということあります。

大衡村のシルバードライバー講習受講料の助成につきましては、受講場所、これは特定しております。富谷自動車学校ということに指定させていただいておりますが、これは講習内容がいろいろあるわけでありますけれども、受講料が5,000円かかるところを村の助成として3,000円を助成しているということあります。何名か、人員については担当がわかれれば答えてください。

議長（細川運一君）　総務課長。

総務課長（早坂勝伸君）　この事業につきましては、平成23年度から実施してございまして、現在まで累計で11名となってございます。

議長（細川運一君）　佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君）　やっぱり少ないですよね。私もちよつと認識していなかった補助制度だったものですから。これは別に免許証を返してくださいとかということではなくて、自分が前よりも運転能力が落ちているんだということを自覚することで事故は防げるんだというふうに思っていますので、免許の書きかえのときだけではなくて、そういう講習を日ごろ受けられるような体制であったり、安全運転教室のようなものを村で主催して、日ごろから交通安全意識を高めていけば80歳過ぎても運転できるのかなというふうに思っていますし、一番は事故を起こしたときに、相手も、亡くなった方は当然痛ましいんですけども、起こしてしまった人、またその家族も大変な思いをするということであれば、それを防止するための、これもシルバー講習の助成制度が非常にいい制度ですので、やはり多くの住民の方に参加していただけるようにしてもらいたいなというふうに思っています。

それで、セーフティ機能のついた車への助成ということも2問目でお伺いしていますけれども、これについても既に実施している自治体がございまして、先ほど来事故の話で、アクセルとブレーキを踏み間違えて人をはねて死亡事故を起こしてしまうというふうなことがやはり防げる機能であるというふうに私は思っています。

そして、いろんな部門で、产学研官というところでこの事業を進めているということですけれども、大衡村としても地元に大手自動車メーカーもございます。そちらともいろいろ協議などをしていただいて、今既存の車にもブレーキシステムを搭載できるようなことも考えられている、そういうことを研究している時期に、村として今すぐ助成はできないかもしれないけれども、そういうものがどんどん出てくれば村としても一緒になってそういう事故を防ぐんだということで、こういったセーフティ機能のついた車、またそのセー

フティ機能をつけることに対する助成に対してご検討いただきたいと思いますけれども、  
村長のお考えはいかがですか。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　そうですね。この高齢者受講の実績的にいっても11名だということあります。そのセーフティ機能をつけるといいますか、新しくつける費用がどのくらいかかるのかよくわかりませんけれども、希望、ニーズがどの程度あるものか、そういうしたものも調査しながら、できるかできないか検討してみたいとは思っております。

先進的な事例を見てみると、愛知県の刈谷市では衝突被害軽減ブレーキ装置の補助金として2万円ということあります。あるいは、車線変更、車線維持支援装置ですかね。はみ出さないような、それが3万円。合わせて5万円であります。それを両方設置した人は4万円補助するんだというような、何かそういう先進事例があるようあります。

あるいは、愛知県豊田市でもそういったことで2万円から1万円のそういった補助制度を設けているようあります。刈谷市にしても、豊田市にても、トヨタ自動車の拠点である愛知県であります。

それとは別に、香川県。やはり香川県でも3万円ほどの補助金を設定したという先進事例がございますので、そういうことが本村でも、あるいは本村だけということではなくて、本来県の事業なり等々でも普及していただければなおいしいのかなと思いますが、そんなことも言つていられませんので、本村でもそういったことが、ニーズがどの程度あって、そしてそれが予算上可能かどうか。そういうたるものも精査しながら検討課題としたいというふうに思つております。

議長（細川運一君）　佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君）　ぜひ、前向きな検討をお願いしたいと思います。

一番は、車がなくても生活できれば、若くても車は要らないんですね。車も維持費とか危険度、いろんなリスクを考えれば、なくて生活できるならそれにこしたことはないというところで、やはり村の公共交通、そういうものの充実を最終的に図らなければいけないんだろうなというふうに考えております。

それで、村長の答弁に福祉タクシーのお話が出ましたけれども、最終的にはタクシー料金の一部を助成する制度を考えているということですが、具体的にご説明願います。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　具体的と言われましても、来年に向けての今最終の詰め、まだ最終までは

いかないんですが、スリークオーターぐらいまでの詰めを今やっているところでありまして、ぜひそういったことを、大和町では先進事例としてデマンドタクシーというものを導入しましたけれども、デマンドタクシーもさることながら、デマンドタクシーの場合は乗り合いということで、乗り合いですと時間的に急ぐ方にとってはというとおかしいんですが、ぐるっと回って何人か乗せていくわけですから、最初に乗った人は時間がかかるというような欠点といいますか、そういったこともあります。

でも、そういうことも必要ではないかなとも思いましたが、それとこれとも大分比較し、検討し、個別のタクシーでもって料金の一部を助成すると。ですから、料金の一部ですからそんなに大きく期待してもらって困りますけれども、しかし本当に月に1回、2回の外出、そういうものには十分許容できるような、そして喜んでいただけるようなそういった制度にもしていきたいというふうに思っています。毎日行くと言われますと、それもちょっと、そこまでは想定しておりませんけれども、交通弱者といいますか、本当に……。いや、今住民バスが走っていますね。私が想定しているのは、住民バスの路線まで歩いていくなりなんなりで行くのが困難な方を想定しております。なので、もちろん住民バスに乗っている人でもいいんです、それは。車があって、車をいつも運転している人ではない人です。

なのでその辺はまだ、だからさっき言ったようにスリークオーターぐらいまでの今検討段階でありますから、ぜひその後ちゃんと詳細を煮詰めて、皆さん大方納得していただけるような政策を構築したいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいなと思っております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） 考え方は当然理解できますし、求めていくところだと思います。交通弱者と呼ばれている方々は、本当にどこにも行けないというふうなところで、村には公共のバスが少ないという声を村長も当然聞いているというところで、そういった発想にいったところは非常に前に進んだなど。まだ第3クオーターとか言っていましたけれども、それが実現すればさらなる改善になるのかなと。そして、それがあることで、そろそろ免許証を、運転するのが怖いなど。免許証を返納しようかなというふうに思った方も踏ん切りがつくのかなというふうに思いますので、ぜひ早目に最終コーナーを回っていただいてゴールしていただきたいと思います。

公用車の色の件ですけれども、この制度は滋賀県の草津市が一番最初にしたかと記憶し

ているんですけども、非常に治安が悪くなつたというふうなときに公用車の色をパトカー色にしたということでした。その結果、非常に犯罪件数、事故件数が減つたと。それで、こんないいことであれば全ての車を白黒にしまつようと。ひいては、先ほど職員みんなが隊に入つてパトロール隊を編成してというふうなお話でしたけれども、パトロール隊というふうなものに入るために、警察署で若干の講習を受けると赤いパトランプをつけて走行することも可能だというふうなところまでいつていまして、そちらの自治体ではそういう方向で今考えていると。通常は青いパトランプをつけて防犯活動をするというのが通常なんですけれども、それをやはり観光地でもありますので、いろんな地区の方々がそのパトカーを拝見するというふうなことで、大阪でも随分普及しているというふうに聞いています。

当然、治安が悪いのでそういう活動に取り組むんだろうなと思いますが、村でも、当然治安はいいんですけども、さらによくするために村の車が回つているときにパトカーみたいのが来たというところで、普通に車を運転していてもちょっと緊張するとか、ちょっと注意するというふうな、そういうことのいい方向への影響というんですか、非常に多いと私は感じましたのでこれを提案するんですけども、大衡村の場合は多分大和署でそういう打ち合わせをするかと思います。ということは、富谷黒川地域内であれば何ら問題なく走れるだらうなと。それで、県庁とか他県に行かなくてはならないような車はそこまでしなくとも、やはり村内、郡内を回つている車に関しては、ぜひこのパトカー色で導入していただきたいというように考えますが、もう一度その辺をお願いします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　先ほども申し上げたとおりであります。これは、本当に効果があるんだろうというふうに私も思いますが、一方公用車がそういう色だということになれば、なれどくるとみんな、ああ公用車だなというふうになつてくるわけでありまして、そしてさらには保健指導なり、あるいは保健ばかりじゃないですね。いろんな世帯を訪問する際等々の業務もあるわけであります。そこにパトカーがとまつていると、あそこにパトカーが来たとかなんとかと言われて偏見の目でということももちろん考えられますので、そういうた車両じやなくて、だから車両もある程度は限られてくるのかなとも思います。役場の人が来たんだと、パトカーミたいのが来て長くとまつてるのは役場の人が来たと、わかれれば役場の人だとわかりますね。パトカーでないけれども、役場の人だとわかります。役場の人が何さ来たんだべやと。そうすると、こんな言い方をするとおかしいですけれども、

生保関係なり、あるいは例えは何か督促関係だったり、入所手続だったりというか、そういったことでも訪問するんですよね。ですから、そういったことで役場の人が来ていたんだというふうになると、その人に対してどうなのかなという配慮ももちろんあります。ですから、そういうものに差しさわりない車両については、今2台ありますけれども、2台に限らず、2台だけなのでもう1台ぐらいそうするかなとかなんとかということは、今後庁内で検討することもやぶさかではないということを先ほどから申し上げているとおりであります。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） 通告には記載しておりませんけれども、パトカーの色にして防犯というところに関連するんですが、公用車にドライブレコーダーを搭載して村内を走っていただくというようなことを考えていただきたい。これも動く防犯カメラというふうな認識で、普通に村内を巡回しているだけでも、そのとき何か事件が起きた際に、そのドライブレコーダーにそういうものが映っているかもしれない。また、公用車を運転する際に何らかの事故などに巻き込まれた際、どういった事故だったのかというのも把握できるというふうな部分で、このパトカー色、またドライブレコーダーの搭載ということで、治安維持なり交通安全に寄与していただきたいというふうに考えるんですけども、その辺は多分可能だと思うんですが、その辺のお考えはいかがですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ドライブレコーダーは本当に今いろんな意味でクローズアップされております。特にタクシーの事故等々、そういったことにも。きのうでしたか、タクシーが衝突して云々というのがきのうもありました。そういうことにクローズアップされています。これは大変有用なことではないのかなというふうに思っています。公用車に限らず、どうか議員諸先生方の車にも導入なされていただければと、こんなふうにも思うところであります。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） 可能な限り対応していただけるというふうに今認識をさせていただいたところです。

時間を失敗しまして、青年活動の部分は、非常に長くかかるかと思っていたんですけども12分しかないので。

私は、村長の答弁、わかるんです。今の若い人たちをまとめるというのは本当に大変で

す。現在、活動している方々も苦慮しているというようなところで、こういう事例があるんですが、福井市の新しい市長が就任した際に、市内に8カ所ぐらいの公民館があったというふうに聞いていますが、それは学校区ごとにあるんですけれども、その公民館に対して各公民館に最低1つ青年会をつくりなさいというふうな指示をしたそうです。それで、全ての公民館で青年団ができました。当時からも、今の若い人たちは何を考えているかわからないとか、どこに行って何をしているんだろうというふうに、青年教育というのは一番難しいところで、まとめるのは本当に難しい分野なんです。一番避けて通るところ。でも、鶴の一声でつくりなさいと言われてつくれるというのも実際です。

若い人たちも、確かに気の合う仲間たちで集まって活動するのも楽しいんですけども、そういったところも求めているというふうに思いますので、当然今活動している人たちも努力しなければならないんですけども、自治体として、また公民館として、教育委員会として、そういった若者を集めて活動をするというふうな認識を持っていただきたいというところで、こういった質問をさせていただいたんですけども。

やはり、青年層に働きかける活動というものをいろいろ検討するというふうに答弁がございましたが、公民館に子供たちから年配の方まで集まると。当然です。青年に特化した事業という意味ではございません。青年も集まる、そういう公民館になっていただきたいというふうな思いで質問しておりますので、ぜひ20代、30代の人たちが、きょうはちょっと暇だから公民館に行ってみるかというふうなものになっていただきたいというふうな思いです。そういうところで検討していただければというふうに思ってございます。

あと、日本青年団協議会の主催事業への参加ということも、壇上でも述べさせていただきましたが、ぜひその模索する段階の中で、今の若い人たちは一体何を求める何が必要なのかというものに対して、ぜひ役場の若い職員をこの日本青年団協議会が主催している青年問題研究集会というものに派遣していただきたい。これは切に願っておりますが、その辺いかがお考えですか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　青年の活動、そういったものを村、行政主導で喚起して、各地区に青年会なり、あるいは青年の親睦会なり、そういったものを各地区につくるといいますか立ち上げるような、行政主導として何かできないものかと、こういうお話なんだろうというふうに、最初のやつは思いました。これは、公民館の事業の中でそういったことが可能かどうかかも含めまして精査していくことも、これもまた一つの方法かなとも思います。

それで、集まりやすい公民館ということでございますから、旧幼稚園の活用方法等々ともリンクさせまして、そういったことができるような仕組みも今後考えてまいらなければならないのかなというふうに思っております。そのことについては、教育長のほうから答弁させます。

最後にあった中央で行われている大会といったものに職員などを派遣してはどうかということであります、確かにそのとおりであります、今現在、職員も議員ご案内とのおり大変少ない中で業務を遂行しております。いずれそういったことができるような形になれば、ぜひ検討させていただきたいというふうにも思いますが、今大衡村の職員の中でも青年団活動に取り組んでいる職員も出てきておりますので、そういった職員にぜひリーダーとなってさらに輪を広げてもらえるような、そういった働きかけも必要だなというふうに思っておりますので、その辺も含めてご理解をいただければと思っております。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） まず、平成26年に黒川郡青年団の団長が教育委員会に参りました。そのときにチャリティーコンサートで得たお金の寄附ということで4万8,000円をいただいております。そのときに、恥ずかしながら初めて青年団が一生懸命熱意を持って活躍しているということを認識いたしました。

それで、大衡村の教育という平成28年度版の基本方針の中にも、一番冒頭に重点的に村民の生涯にわたる学習の充実に努めるということはうたわれております。しかしながら、今現在、子ども・子育て支援事業や高齢者福祉計画、それから介護保険事業、そして生涯福祉計画などさまざま、今、青年という部分をあたかも外したような形で展開しているように見えますけれども、なかなか難しい年代のところではあります、簡単にこうすれば活発になるだろうというのは、なかなか一言では言えないところかなと思っております。

ただ、現実的に、先日調べさせていただいたんですけども、滋賀県の守山市というんですか、そこにはもりやま青年団というのを、名前と内容を変えてやっているものが載っていました。中身につきましては、これまでさまざまなボランティアとか奉仕などについてやっきてているところですけれども、そうではなくて、やる基本を自分たちが本当にやりたいこと、楽しめることを前提として活動したらもっとできるんじゃないかということで、休耕田を利用したどろんこバレー大会とか、あるいは小中学生を対象としたものづくり大会とか、それからまだ就学していない子供たちの家に、お父さん、お母さんからお

金をもらってプレゼントを買ってサンタクロースになって行ってみるとかいうふうなことをやっているという滋賀県の例がありました。

宮城県でもないわけではなく、仙台市の定禅寺通りジャズフェスティバルとか、それから光のページェント、そして毎年あります青森県の田舎館村の田んぼアートも、やっぱり若者がそういう意味から熱意を持って取り組んでいる事項ではないかなと思っております。

大衡村でもさまざまな行事には取り組んではいますけれども、まだまだそこには達していないのかなというふうに思っています。したがいまして、非常に曖昧ではありますけれども、そのことについては生涯学習の中で取り上げて今後検討していく必要が十分にあると。そして、質問いただきました佐々木議員がおっしゃる根本的なところは、人材育成、それは若手が活発に動くことだというふうに考えていらっしゃるんじゃないかなというふうに思っております。

今後、そういう若手の力がどこにあって、それをどう引き出したら大衡村が活発に動けるのかというところを踏まえながら検討してまいりたいというふうに思っています。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） この件に関しましては、今後も教育長といろいろお話をさせていただきたいなというふうに思ってございますが、あと1分ですので。

周りを見ていただきたいんですけれども、私が青年団に入ったころ、青年団の先輩だった方々が2列目にずらっと5名おります。そういう感じで、みんな経験者でありますし、こちらの議会側も青年活動に携わった方々がほとんどでありますので、間違いなく次のリーダーを育てる機会になると私は確信しておりますので、ぜひその点、力を尽くしていただきたいというふうに言って終わりたいと思います。

議長（細川運一君） 答弁を求めますか。（「いいです」の声あり）

ここで休憩をいたします。

再開を3時30分といたします。

午後3時16分 休憩

---

午後3時30分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順4番、小川ひろみ君、登壇願います。

[13番 小川ひろみ君 登壇]

13番（小川ひろみ君） 通告に従い、一問一答の形式により、3件についてご質問いたします。

まず初めは、機構改革の現状についてと題してご質問いたします。

村長は4月の施政方針において、効率的な行政機能と住民サービスの向上を図るため、本年4月1日からの行政組織の再編を行うとともに、担当部署と直接連絡ができるよう電話のダイヤルイン方式を導入し、さらなる利便性の高い行政運営を目指すと述べられました。8カ月が経過しての機構改革における現在の状況をお聞きしたいと思います。そして、住民の声をもとにした成果と課題、住民目線における今後の取り組みを3つの観点からご質問いたします。

1つ、機構改革により効率的、効果的な執行体制を確立できているでしょうか。

2つ、住民にとってわかりやすい体制となっているでしょうか。

3つ、5つの室を設けたことにより、よりよい住民サービスを提供できているでしょうか。

次に、小中学校入学時の祝い品をと題してご質問いたします。

県では、第3子以降の児童を対象に所得の制限を設けずに来年度から小学校の入学時の教材費助成制度を導入するとの方針を全国の都道府県で初めて決めました。村井知事は、教育費負担の軽減を求める声は大きい。少子化対策と子育て支援は宮城の将来にとって喫緊の課題であると話しております。同様な制度があったり、新設したりする市町村には県が費用の半分を助成するといいます。

本村の少子化対策、村長の掲げる子育て日本一を目指すためにも、この制度を生かし、小学校入学時に対象を制限せず全員に教材費の助成をしてはどうでしょう。

また、中学校入学時には制服、運動着の費用、部活のための用具などの準備などさまざまな面で金銭的負担がかかります。制服の費用を祝い品とする考えはないでしょうか。

最後に、ごみ対策についてお伺いいたします。

毎日の生活の中で排出されるごみはとても身近な問題であると同時に、トラブルも発生しやすい問題であります。黒川行政事務組合環境管理センターの搬入量データでは、大衡の燃えるごみ、家庭ごみの年間搬入量は平成5年度と比べ43%の増と年々増加しております。人口増によることも要因はあると思いますが、ごみの削減、リサイクルについて改めて考え、見直し、ごみの減量化を心がける対策が必要と考えます。

そこで、1つ、ごみの出し方を共通理解、再度確認するためにも、各地区において講習

会を開催してはどうでしょうか。

2つ、ごみの集積所は適切な場所に設置されているでしょうか。再度確認してはどうでしょうか。

3つ、集積かごの鉄扉をネットに改修しておりますが、今後全ての集積かごを鉄扉からネットに改修するお考えでしょうか。

以上、3件について、村長の答弁をお伺いいたします。

議長（細川運一君）　　村長、登壇願います。

〔村長　萩原達雄君　登壇〕

村長（萩原達雄君）　　小川ひろみ議員の一般質問に答弁いたします。

まず、1件目の機構改革の現状についてのご質問にお答えしたいと思います。

本年4月1日より行政組織の機構改革を行っておるところですが、今回の機構改革の目的は、住民サービスの向上が図られること、そして簡素で効率性の向上が図られる組織機構を目指すことを主眼としたものでございます。

その中で、住民生活に直結する事業や工事に關係する事業担当を統合すること、企画調整機能を強化することを目的に、課の再編を行ったものでございます。

1点目の機構改革により効率的・効果的な執行体制が確立できているのかということですが、今回の機構改革により道路整備や上下水道の管理は都市建設課に包含させて一體的な管理体制がとられており、そのほか農業部門だけではなく、商業や工業も含めた村の産業全体を考えるといった意味合いも込めて産業振興課を新設しておりますので、課内で十分に連携を図りながら事務事業を実施した場合、機構改革の効果は期待する以上のものになるのではないかと、こんなふうに思っておるところであります。

次に、2点目の住民にとってわかりやすい体制になっているかということですが、機構改革に伴う事務

分掌の変更は広報紙などを通して住民の方々へ周知しておったところであります。それによって、前以上にわかりやすい体制になっているのではないかと私なりには思っているところであります。

次に、3点目の5つの室を設けたことにより、よりよい住民サービスを提供できているのかということでございますが、今回課内の室として、危機対策室、徴収対策室、子育て支援室、企業立地推進室の4室と、それからそれ以前に独立したものとして会計管理室、これを設置しております。

室については、事業の推進や専門的な部署として特化させたものでありますから、現在の職員数の中での人員の配置となっておりますので、なかなか設置した目的を達成するまでには至っていないのが現状なのかなと、今実感としてそう思っております。

これは、やはり今、役場職員の絶対数が足りないといいますか、2年続けて6人、7人ですかね、採用しました。けれども、まだまだその職員、まず入って1年や2年でありますから、まだまだ事業に対しての……、一生懸命やつていただいていることは確かでありますよ。でも、まだ経験がちょっと足りないので、そういう意味で機能していないといえば機能していないという捉え方もできるのかなと。その1・2年生に対して、今先輩係が鋭意指導をして、そして早く一人前というとおかしいですが、機能していただくように鋭意頑張っているところでもございます。

そういうことを克服しながら、この室等々の充足、充実を図りながら、これを解消することが今後の課題になっているのかなと、こういうふうにも実感としてあるわけでありますから、議員ご指摘のとおり機能しているのかといった意味では、その室が機能しているのかといった点では、まだ完全ではないというふうに私も認識をしているところでもあります。

これにつきましては、少々、やはり今回そういった機構改革をしたわけでありますから、もっともっと時間をいただければと。議員おっしゃりたいこともわかるわけでありますけれども、すぐにどうのこうのというのまだ早いのかなというふうに私は思っているところであります。

一方、今回の機構改革にあわせて、担当課へ直通で電話をかけることのできる俗に言うダイヤルイン方式を導入しました。このことは以前から各議員、特に小川宗寿議員も声高々におっしゃっておられたということであります。私もそういったことを、そのほうがよりよい住民サービス、迅速な対応がとれるのではないかということでダイヤルイン方式を導入しました。

このことによって、総務課での代表電話による対応が格段に減ってきております。導入前のような電話取り次ぎの時間、タイムラグ、そういうものが劇的に短縮されておりますので、この点では住民サービスの向上が図られたものではないかなと、こんなふうに思っております。

なお、今回の機構改革が最終形ではありません。不都合な点があれば、その都度見直しを行ってよりよい住民サービスにつなげてまいりたいと思っておりますので、どうか議員

各位におかれましてもそのようなご意見をお持ちであれば、ぜひご提案、あるいはご意見等々、隨時いただければと思っているところでありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、2件目の小学校入学時に教材費の助成と中学校入学時に制服費用の助成をしてはどうかとのご質問ですが、国では次代の社会を担う子供一人一人の成長を社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進ということにしております。

また、宮城県では、先ほど議員仰せのとおりありますが、少子化対策の一環として教育にかかる保護者の経済的負担の軽減を図るため市町村が行う第3子以降の児童の保護者に対する小学校入学用品費等助成事業に要する経費については、これを行っている自治体に、来年度から補助金の交付を行う予定とされております。これは議員仰せのとおりでございまして、本村においても安心して子供を産み育てられる環境づくりを目指し、先般、9月定例会では石川 敏議員の一般質問にもお答えいたしましたさまざまな子育て支援策を実施しておりますが、大衡村地域創生総合戦略の若い世代の妊娠、出産、子育てへの希望を実現するという基本目標を具現化するために、府内に子育て支援事業等検討委員会を立ち上げました。これまでの方策を整理、精査するとともに、出産祝い金制度等も含めた新しい視点で総合的に検討しているところでございます。

小中学校の入学時にはさまざまな面で金銭的な負担がふえることは議員仰せのとおりでありますし、検討委員会の中でも同様の意見が出されているところではございます。今後、来年度の当初予算に反映させるべく、今詳細内容を詰めているところでありますので、どうかご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、3件目のごみ対策についてのご質問であります。

1点目の各地区においての講習会を開催してはどうかとのご質問ですが、村の生涯学習推進本部において、生涯学習のまちづくりを目指したおおひらまなびい出前講座を開催しております。そのメニューの1つの中に、ごみ分別リサイクルについてがあります。出前講座の利用については、5人以上のグループであればいつでも利用することができるものでして、最近では平成27年3月に大衡村婦人会の総会に合わせて出前講座を開設しております。また、平成27年7月に衡上地区の子供会でも児童分別講習会を開催しております。子供たちにごみの分別、リサイクルについての学習が行われました。さらには、夏祭りのときのごみの分別の実践も行っております。これは衛生組合長等々のご協力も得ての

ことであります。そういった事業も行っているところであります。

次に、2点目のごみの集積所は適切な場所に設置されているのかということであります。ごみの集積所は地区の実情に合わせて必要とされる場所や環境にも配慮され設置されるというのが理想だと考えております。

現在、既に設置されている集積所の維持管理については、行政組長初め衛生組合長の方々にお願いをしており、集積所周辺での戸数の増減等の変動があった場合には、地区でも負担も発生するために十分な検討をしていただいた上で、村への要望等があった際はごみの減量化を考慮しながら集約するなり、あるいは移設するなり、あるいは増設するなりなどで対処させていただいているところであります。

次に、3点目の今後全てのかごの扉をネットに改修するのかとのご質問であります。これは平成27年度の決算審査特別委員会の際にも担当課より答弁いたしておりますけれども、ネットへの改修は、これは27年度の単年度の補助事業に限定しておりました。それで、維持管理を行っていただいている地区の判断により、申請のあったものについては改修費用の一部助成補助を行っておるところであります。そのために、27年度以前に先行して改修した地区や今年度に入り改修された地区については補助金対象ではないわけでありまして、でも地区の判断で実施されておりまして、今後も地区での対応については、その選択は自由にといいますか、地区での判断によってお願いするものであります。

ただ、その際、補助金というものは、今のところ単年度で終わりましたので、補助金は発生しないという考えではございますが、しかし、それについても……、とは言いませんけれども、そういったことでよろしくご理解をお願いしたいと思います。以上であります。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 今、村長から答弁をいただきました。

事業においては、内部の連携がスムーズに行われることによって期待以上の効果があつたという答弁ではございましたけれども、今後の機構改革において協議、議論する問題点はないのかお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先般、4月に行ったこの機構改革について、改善・改良といった議論の余地はないのかということなのでしょうか。だとすれば、答弁の最後にも申し上げましたとおり、これが最終決定といいますか、最終形ではありませんということでお話をさせていただきました。いろんな不都合な点、あるいは改善すべき点があれば、その都度といいま

すか集約をして、改善できるものは改善したい、その気持ちは全く変わりありません。

それで、各課のほうからいろいろその意見等々と取りまとめているところであります、その中にもいろんなご意見が出てきております。そういったことを精査しながら、改善できる点もありましたら、ぜひ改善してまいりたいと思っておるところであります。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 業務内容の実態を把握いたしまして、やっぱり業務の量を調査し、そしてやはり質の高い村民、住民サービスに心がけていただく上で、やはり人員の配置、そういう部分、あと業務によって、各課によって多いところ少ないところといいますか、やってみてのそういう部分があると思いますが、その点については村長はどのように把握しているのかお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほども申し上げましたけれども、人員の充足については、昨年とことしの2カ年に分けて数名以上の職員を採用したわけであります。しかし、だからといってそれが、先ほども申し上げましたとおり、まだ初任者でございますから十分にその能力を発揮するまでには、全ての人がですよ、全ての人がそうなっているわけではないということありますから、でもそういった人も先輩方が指導しながら、そしてだんだん成長していくんだろうというふうに思っています。今は成長段階だということありますから、それが成長していくば、あるいはことしの今度の職員採用についても少なくとも4名を採用する予定でもありますので、そういったことでやっぱり人事配置も余裕ができるれば、そういうことも解消できるのかなと、こんなふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 村長の機構改革は、やはり室を設けることによって業務の執行体制がスマーズにいくというか、専門的な知識を持ったところに重視していくという考えがあったように私は認識しております。その室を設けることで、5つの室を設けたわけです。危機対策室、会計室、徴収対策室、子育て支援室、企画立地推進室という5つの室を設けたことで、やはりここにやっぱり人員が足りないということでの認識でよろしいのかお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 室といいましても、課長が室長を兼務ということがほとんどといいますか、そういった形態にもなっておりますから、そして現有の課員の中で室を運営していくとい

うことあります。なので、その室を設けたからといって、その室が全く日常の課の仕事をしている人がその室の中に形上入ってくるということでありまして、その室の専任の係という者は存在しないと言えばおかしいんですが、既存の今までの業務をやっていた人も併任という形でその室に入っているわけでありますから、絶対数的には、やはりもっともっと室の機能を高めるためには人員の不足は否めないものというふうに思っておるところであります。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 今後12月議会、そして3月議会もあります。そして、4月の人事異動というか、多分村長も考えているとは思うんですけれども、その人事異動についてはどういうところを強化しながらこの機構改革をした上で人事異動をしていくのか、そのお考えをお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 人事異動については、基本的に府内のバランス等々も考慮しながら、そしてまた議員仰せのとおり、本当に業務が広範囲にわたってなかなか思うような成果が、いや一生懸命やっているにもかかわらずですよ、私が言っているのは。思うような成果を上げるまでに人員の不足によって至らない、そういう部も散見されますから、そういうところにはやはり人事異動で、例えば人員の配置をふやすなり、そういうことは当然考えられるし、そういうところを執行部の課長会議等々でもお話をさせていただいて、何といったらいいんですかね、忙しいところだけ忙しいというようなそういうことを私は解消していかなければいいなと、こんなふうに思っています。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） あと、また機構改革によって、毎週月曜日における窓口業務を延長することの中身を変えられました。拡大されましたけれども、住民の反応、評価をどのように村長は受けとめていらっしゃいますでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 住民に皆さんにとっては、利便性を拡大したつもりではあります。しかし、住民によってはその内容を十分に理解されていない方もいらっしゃるということで、役場の業務全てが延長になったかのごとく対応される住民の方も散見されているのかなというふうには理解しております。

でも、しかし、今後ともその辺の説明を十分に広報等にも説明をして、住民の皆さんに

周知徹底を図るようなそりいたつ努力はしてまいりたいと思っておるところであります。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 近年、あと窓口業務における個人情報というか、プライバシーの問題も結構大きな問題になっております。一人一人が窓口業務に来るときに、大衡の場合は境も何もないような形での業務体制になっております。そういう部分を村長は今後どのようにお考えでしようか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 住民課のところで申請書を書いたりなんかするときのカウンターですね。あれが低いということですか。（「プライバシーで、柵を」の声あり）ああ、隣の人とかね、そういうことですか。そんなに難しいことではありませんので、検討させていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） やはり今、村長に検討していただくというお話をいただきましたけれども、やはり住民の方に知られたくない情報というか、自分の個人的な問題もございますので、そういう部分を今後解消していただくための方策をしていただきたいと思います。

また、今回機構改革によって、打ち合わせコーナーという部分を1階、2階に設けております。このコーナーを設けたことによって得られたことといいますか、業務に対してプラスになった部分をお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 打ち合わせコーナーですか。パーテーションのことかな。それによって得られたことでしょうか。これについては、私は打ち合わせコーナーを余り利用しておりませんので、それによって得られたことはやっぱり総務課長に答弁させます。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 従来までであれば、職員の席の近くに打ち合わせテーブルが各課ごとにあったように記憶してございます。それが1階、2階1カ所ずつに分かれておりますので、その点、職員のほうから見ればお客様が来て気兼ねをするという点がなくなったと思いますし、あとはお客様からしてみれば余計な話が聞こえなくなつてよかつたのではないかといふうには思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 今後、やはり住民の方々の行政サービスが、求められるものがスピード

化であり、また対応が親切、清潔と元気と気遣いというかそういう部分がすごく求められるものだと思います。さまざまな村長が打ち出したこの機構改革の目的、それを班編成や室を設けたことにおいて、班編成を係制にし、一人一人のやはり住民に対するサービスの向上心というかそういうものをもとにして、やはり住民の充実したサービスをもとにした業務内容に今後していただくことを私は望むわけでございますけれども、やはりしっかりとした住民に向き合うサービスを行っていただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

次に、村長は子育て日本一を目指すとかねがねいつもおっしゃっております。子育て支援にはいろいろな部分で支援をしていくという部分で、私も調べたところ、村井知事が県の教材費の助成制度という部分を第3子という制限を設けての助成制度にするということを目にしたときに、大衡村ではこの助成制度を全員にするということがやはり一番いいのではないかと思いました。村長もそこの部分はどのように、先ほど答弁でいただきましたけれども、前向きであるのかなというふうに私は捉えましたけれども、もう一度改めて確認したいと思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　本村においても、先日子育て推進会議ということを立ち上げたといいますか、そこでいろいろな子育てに関するもうもうの事案、そういったものの整理統合、そしてまたさらにそれを進化させるべくそういった会議を設けたところであります。子育て支援事業等検討委員会ということであります、それを設けました。

その中身につきましては、まだ全部固まったところではございませんので、今申し上げることはちょっと控えさせていただきたいなというふうには思っております。

なお、この会議の主管課であります健康福祉課長のほうから補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君）　　健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文弘君）　　先ほど村長が答弁した内容でございますけれども、今後は府内の子育て支援事業検討委員会で各課から出されました内容を取りまとめて、事業の実施化に向けて今検討しているところでございまして、内容につきましては、8月の全員協議会でご説明申し上げました出産祝い金等も含めた事業と、今議員がご質問されました小中学校の入学時の祝い金等も含めた総合的な事業展開ができるかというところで鋭意検討しているところでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 一つ、大衡中学校の制服の金額というのを私なりに調べました。そうすると、男性の制服代は、冬服代は全部、ブレザー、スラックス、ワイシャツ、ネクタイ、上靴を含めると4万6,693円。そのほかに夏服まで買いますと、それにプラス2万5,465円でした。総計で7万何がしというお金が1人かかるような感じです。女の子ですと、ブレザー、上着、スカート、ブラウス、リボン、上靴で4万4,470円。夏服ですとそれにプラス2万5,335円と、男性よりもちょっと安いような形の金額が入学時の制服代としてかかっておりまます。

また、そのほかに運動着代です。1つずつ、トレシャツ、トレタイツ、Tシャツ、ハーフパンツというものを設けますと1万2,510円です。だけれども、スポーツ店に聞きますとこれは大体掛ける2だと言います。洗濯とかを考えたりすると、運動着は必ず2つないしは買う方では3つ買う方もいらっしゃると。3セットといいますか、そういう部分で買う方もいらっしゃるというお話をしました。やはりこういうように、入学時にはとてもお金がかかるわけです。

そこで、先ほど答弁にもありましたが、村長は出産祝い金制度も含めたという部分がございました。ここに村長がこだわる理由といいますか、出産祝い金という部分でこだわる理由をお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 別に、こだわっておりませんよ。（「孫のためだべ」の声あり）いやいや、そういうんじやなくて、こだわっておりません。出産祝い金制度も含めた、でありますから、出産祝い金を出したから、じゃあ入学時のそれはしないとかするとか、そういうことではありません。こだわっておりませんのでよろしくお願ひします。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 大衡では、万葉のびのび子育て支援事業の中で、前は赤ちゃん誕生サポート事業というのがございましたけれども、今度はのびのび支援事業という形で行っております。平成28年1月1日から施行するということで行っております。こういう部分で出産のときに5万円というか何がしの出産に伴うようなお祝い金があるわけなので、やはり大衡では成長の段階においてサポートしていくという上でも、出産のときにはこの事業がございますので、こちらの事業でやはり部分は終わり、小学校、中学校、または高校入学時のその支援事業というように、長い目で子供たちを村で育て上げるという考えを持つの

が私たちとしては大切なことではないかなと思いますけれども、そのあたりの私の意見についての答弁をお伺いいたします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　全くそのとおりでございます。私もその点についてはいささかの異論もないわけであります。しかしながら、やはりそういったもろもろの事業をするためには、裏づけになるものも必要であります。

そういうことで、どのような今支援の仕方がいいのかということを、先ほども申し上げたとおり、子育て支援事業等検討委員会において鋭意精査しておるところでありますので、もう少し時間をいただければなと、こんなふうに思っております。それを策定した際には、いち早くご報告を申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君）　　小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君）　　次に、3件目。ごみの対策についてお伺いいたします。

ごみ対策、こちらはやっぱりごみの出し方が住民にとってはトラブルになり得る大問題になることもあるわけでございます。そこで、私はこの間の委員会委員長報告でもございましたように、ごみの減量化に対していろいろな部分で勉強したわけでございますけれども、そうしますと大衡のごみが非常にふえていると。やはりこのふえている状況を大衡のやはり村民として、私たちもリーダーをとる上でも、また住民、職員とともにいろいろな部分で減量化に取り組んでいかなければならないんではないかというふうに認識したところでございます。

そういう部分におきましても、やはり各集会所において、再度認識するためにおいて、やはり講習会など出し方の分別の方法を、やはり地区、地区に区長や衛生組合員に任せるという部分、その方をリーダーとしてやはり講習会、そういう部分をきちんと再認識するための講習会を開催するということはとても大事なことだと思いますけれども、村長の答弁をお伺いいたします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　そうですね。本当にそのとおりだと思います。

それで、その講習会ですが、単独でこの講習会をするということはなかなか困難ではないんですけども、人が集まつてこないんですよね。なので、地区の総会なり、あるいは地区のみんなが必ず集まるようなときに、そういった出前講座ではないんですけども、そういう説明をする機会、そういうものを検討できればなというふうには思っ

ています。

ただ、これだけを単体で、昼間でも夜でもいいんですけれども、ごみの収集について地区の住民の皆さんにみんな集まってくださいと言っても、今本当にまばらだと思います。議会の住民との懇談会もしかりでありますから。そういう形で、やはり必ず地区にいっぱい集まるような機会を捉えて、そういうことは必要ではあるうなと、こういうふうには思っています。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） やはり何のときでも、招集しても、どういうような集まりもなかなか地区の人たちが集まらないということは、やはり何の行事をもってもそういう部分は否めない事実というか、本当に村長も言われたように私たちの住民との懇談会でもなかなか人を集めるということが時間帯、今の多様化している仕事の体系によってなかなか難しいというのはございます。

けれども、ごみというのは、やはり毎日、毎日の生活ごみというのは、本当に一人一人が意識しなければ減らせない、減量化には伴わないものでありますので、やはりこのところの認識を持たせるような施策といいますか、そのところをやはりこれもいろいろな検討をする委員会を設けて、やはり減量化、またリサイクルといいますかそういう部分です。あと、資源ごみのあり方という部分、3R運動と言いまして、リデュース・リユース・リサイクルという推進が、一人一人やはり展開しなければ、自覚を持たなければ、これは解決する問題ではないと私は思いますので、ぜひ村としていろいろな対策を講じてやっていただきたいと思うのですけれども、そのためにプラスになることを私も今提案というか思い浮かばないのでございますけれども。

その上でまた、ごみにならないようなもの、要らないものを買わないとか、ごみにならないような工夫をするという部分で、鳥取市ではごみ問題を有料化したということがございます。やはりごみを出すことによって、有料化するとなると、やはり皆さんお金を取られるならどうにかしてごみを少なくしようという部分の意識が働くということで、やはりそういう部分を、実情を改めて見直すと。やっぱりこのままでは有料化になってしまふことも否めないんですよということを、村民の方々にもやはりお伝えすることによって、やはり減量化対策をすることがこれから必要ではないかと思うんですけども、村長の考えをお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほども申し上げましたけれども、各地区なりでそういったごみ分別の収集の大切さ、そういうものを周知徹底してまいりようの説明会を今後ぜひ私もやっていけたらいいなというふうに思っています。

衡上地区の先ほど申し上げました児童の分別講習会。これは、衡上地区はすごいんですよ。平成23年から、24年、25年、27年とやっているんですよね。そして、26年と28年、ことしはなかったということですが、大分小学生の皆さんがそういったことの説明を真剣になって聞いて、したがって衡上地区では大分ごみの分別収集について、その方々も大きくなってきたでしょうから、そういう意識の高まり、そういうものがやはり大切だと思います。

そういう意味で、そういうことを、ですから人が余計集まるようなときを見計らって出前講座的にこっちから押しかけていって、皆さん聞いてけさいんというような形でやればいいのかなというふうに思っています。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） あと、住民との懇談会のときに、1つの地区でこんなお話がございました。集積所の場所の確認といいますか、再度いろいろな見直しを図っていただきたいというお話がございました。

国道を挟む地区がありまして、必ず国道を朝交通量の多いところを渡らなければごみを出せない地区がございます。区長もおりましたけれども、そういう部分に対して、やはり量が多いということで2つ並んで集積かごがあるらしいです。そういう部分があるところがありますけれども、それを1つ1つにまたがないでも済むような、地区の方にはまたがないでごみを出せる場所にやはり集積かごを置いていただきたいというお話がございましたけれども、そのような実態の把握は村長として受けとめていらっしゃいますでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） いろんなご意見がもちろんあるのは承知しております。

例えば、今おっしゃられたように、国道をまたいで反対側に持つていかないとならないというような不便なところ、そしてそこには2つあるんだというのであれば、1つをこっちに置いて1つをそっちに置けば何とか解消するのかなと、こんなふうにも思いますが。ただ、そうした場合に収集する業者との協議も必要であります。

さらには、設置を増設する場合、これもまた収集運搬業者、そういった方々との協議が当然必要になってまいります。

今現在、私に直接増設をお願いされているところは、ときわ台地区にもぜひ1つ別にふやしてくれなんていう話も伺っておりますし、さらには定住促進住宅、あそこのところにも増設していただけませんかというようなお願いをされるお話をいただいておるところであります、この2カ所は。

さらには、時間がないからですけれども、かごの改修。これについては、衡中北地区は、今年度補助対象にならない形で行っておりましたが、網にしたんですけども網の目が大き過ぎて逆にカラスが頭を突っ込んで散乱するというようなお話を聞いていますので、これは自主的にやったものですから、そういったことでいろんな改修にしても研究をしてやらないとそういうふうになるんだなということもわかりました。

いずれにしても、そういったことでかごの増設等々につきましても、できるかできないか、そうしたことも含めて検討してまいりたいというふうに思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 村長から名前が出たのであれですけれども、ときわ台もやはり92戸ですか。住宅があるのは92戸だと思ったんですけども、やはりそこに今現在あるのが多分5カ所だったと私は思ったところで、そうでした。5カ所ではやはり足りなくて、もう1カ所欲しいと。やはり5カ所だと大体20軒に1つの集積かごの割合になるわけですね。そういう部分では、やはり15軒に1つぐらいが一番いいような形のバランスではないかなと思います。

そうしますと、この間塩浪団地、今度新しく造成されるところも108カ所の戸建てに5カ所でした。今回見ているのが5カ所ということで、私もそのところは今回の一般質問においていろいろ調べたところ、5カ所というところで、最初から5カ所と決めるのではなく、やっぱりこういう問題が出るのであれば、15軒に1つぐらいの割合の集積場所という部分を考えて最初からするのがいいのではないかと思いますけれども、そのあたりをお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） どうも、さすがにご研究をされております。新しい塩浪団地は、集積場所が5カ所ですか。恥ずかしながら本当に勉強不足で申しわけありません。私はそこまで把握をしておりませんでした。その件につきましては、答えさせます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 新しい塩浪団地ごみ集積所につきましては、お話のとおり5カ所

で計画しております。あと、その設置場所の関係の兼ね合いもありますので、箇所数とその1カ所当たりの大きさの部分を含めて、総合的に検討していきたいと思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 今、大衡にある集積かごは、やはり昔のものと言つたらあれですけれども、あの当時はあのような形でしたけれども、やはり今仙台市なんかに行きますと、やはり本当にふたは完璧に閉まるような形ですし、すごく大きなものに、最新的なものになっていまして、カラスがいたずらするようなすき間もないような部分もございます。

やはりそういう部分で、いろいろなごみの集積かごについても今後、やはり住宅なんかで多いところはネットにしなければ、鉄かごでは閉まらないわけです。結局そのためにネットにしたという部分もあると思います。そして、ネットにしたがゆえに、今度はカラスの被害があるという部分が事実だったと思いますので、やはりそういう集積かごの多いところには、やはり違う部分の設置を村として考えていくのがいいのではないかと思います。

そのあたりを最後の答弁でお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 私もこれで安心しました。というのは、5カ所だと。今のときわ台が5カ所あると。でも、もう一つ欲しいと今言われていますよと私は言いました。それで、今度108戸のところに5カ所だという話で、あれっ、いやいや私も勉強不足もいいところだと今思いましたが、今後藤課長の答弁の中で、その大きさとか、そういったもので調整しますというお話であります。議員仰せのとおり、仙台市のほうに行くともっと大きな、完璧なといいますか、そういったものがあるやに今お話をされました。5カ所でも十分対応できるようなかごといいますか、そういったものにすれば、その心配が少々薄れるのかなというふうに思っておりますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） ここでお諮りします。これで本日の一般質問を終わりとし、引き続きあすも一般質問を続けることといたします。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本日の日程はこれで全て終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時28分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員